(参考)サービス提供の仕組みの比較

(1) サービス·給 付の保障	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み 市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力が ない等やむを得ない場合は、 「その他適切な保護」で足りる とする例外有り)	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み ・個人に(2)の判断の範囲内の サービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス 費の給付義務	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例 ・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度に応応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要 性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	診察に当たる医師又は行政(市 町村)が給付の必要性・給付量 又は上限量を判断	市町村において、サービスの 必要度を判断。
(3) サービス選 択・利用方法 (契約関係)	・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み	・基準を満たした保険医療機関 又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約	・基準を満たした指定事業者 の中から選択、又は、市中の 提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの 価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ 交付する「保育所運営費負担 金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス毎 等に応じた費用額を定めてい る。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	·市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。	・保険者による現物給付 又は 市町村が利用者に費用の一定割 合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、保 険医療機関又は指定事業者が(利用 者に代理して)保険者(市町村)に 請求・受領。(代理受領))	・利用者に一定額の利用券又は 現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が市 町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応 じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業者 に利用者がサービス費用の一定 割合を支払い (※所得に応じた負担の上限有 り。)	・事業者が利用者から自由に設定したサービス価格から、利用券支給額(定額)を控除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所得によって利用機会が十分保障されない可能性)

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

		工工作中间及以	ノートルのに	T 1177 ~ 1
	医療(療養の給付)	介護保険	障害(自立支援給付)	保育(認可保育所)
(1)サービ ス・給付の 保障	・保険者に患者(被保険 者)に対する療養の給付を 義務付け(現物給付)	・個人に要介護認定の範 囲内のサービス費用の受 給権	個人に市町村による給付 決定の範囲内のサービス 費用の受給権	・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の 実施を義務付け (※地域の保育所の受入能
	・保険者が指定医療機関 に対し、被保険者に対する 保険診療を委託	・市町村に要介護認定の 範囲内のサービス費用の 一定割合の給付義務	・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務	力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)
				·市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)
(2)給付の必 要性・量の 判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、 全国統一の基準に基づく 要介護認定により、給付の 必要性・上限量を決定	市町村において、全国統一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	・市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。 (受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービス の選択 利用方法 (契約関係)	・基準を満たした保険医療機関の中から選択 ・患者(被保険者)が保険 医療機関と契約	・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と 契約	・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と 契約	・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み

	医療(療養の給付)	介 護	障害	保育
(4)サービス の価格	公定価格 (※国が診療行為毎等に 費用額を定めている。)	公定価格 (※国が地域等に応じサー ビス毎に費用額を定めて いる。)	公定価格 (※国が地域等に応じサー ビス毎に費用額を定めて いる。)	公定価格 (※国が地域等に応じ市 町村へ交付する「保育所 運営費負担金」を定めて いる。)
(5)給付方法 (補助方式)	保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い (※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。)	保険者(市町村)は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。 (※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))	市町村は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。 (※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して市町村に請求・受領。(代理受領))	· 市町村が保育所へ、委 託費(運営費)を支払い。
(6)利用者負 担	保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)	指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を 徴収(※所得に応じた負担の上限有り)	指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)	市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収

	医療(療養の給付)	介 護	障害	保育
(7)事業者参 入	・保険医療機関の指定拒 否事由は法定されている	・指定事業者の指定拒否 事由は法定されている	・指定事業者の指定拒否 事由は法定されている	・保育所の認可拒否には 都道府県の裁量性が認 められている(既存事業
	(指定拒否事由の概要) ・ 当該医療機関に、指定取消など不正が認められる ・ 開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる 場合に指定拒否事由に該当。	(指定拒否事由の概要) 申請者が ・法人格が無い ・基準に適合しない ・刑罰や不正行為等が 認められる 場合に指定拒否事由に 該当。	(指定拒否事由の概要) 申請者が ・法人格が無い ・基準に適合しない ・刑罰や不正行為が 認められる 場合に指定拒否事由に 該当。	者の分布状況の勘案等)
	※ なお、病床数(入院 ベッド数)については、都道 府県が医療計画において 定める基準量を超えるもの として勧告を受けた場合は、 保険医療機関の指定の拒 否が可能。	※ なお、居住系サービス については、都道府県又 は市町村が事業計画にお いて定める必要量を超え る場合の指定拒否が可能。	※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。	

	医療(療養の給付)	介 護	障害	保育
(8)情報開 示·第三者 評価	・医療機関に都道府県に 対する一定の事項(医療 従事者の数、治療結果	·指定事業者に都道府県 に対する一定の事項(従 業者の数、経験年数等)	·情報開示に関する制度 は特になし	情報開示に関する制 度は特になし
	情報等)の報告が求めら れており、都道府県が 一括して公表	│の報告が求められてお │り、都道府県が一括し │て公表	·第三者評価の受審は努力義務	·第三者評価の受審は 努力義務
	·第三者評価の受審は任 意(上記の情報開示に 係る報告事項の対象)	・一部サービス (グループホーム等) については第三者評価の受審を 義務付け		

現行の保育所の認可の仕組み

(現行の保育所の認可の仕組み)

- 〇 現行制度では、
 - ・ <u>市町村</u>が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
 - ・<u>市町村以外の者</u>が認可保育所を設置しょうとする場合は、都道府県知事による<u>認可</u> を経ることとされている。
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に 関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二 九五号通知)とされており、<u>認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている</u>。
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。 ただし、施設整備補助は対象外とされている。

(認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の 実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
 - (※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
 - ・ 公立保育所は市町村10/10、
 - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

33

(保育の「実施義務の例外」との関係)

○ 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあっせんを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合で必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

(参考)

①設置主体別保育所認可の状況(平成19年4月1日現在)

शं BJ इन	社会福祉 法人	社団法人	按団法人	学校法人	宗教法人	NPO	排式金社	個人	その他	ā†
	10, 163	4	227	171	277	54	118	212	15	22, 846

②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

	社団·財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限·株式	個人	その他	Ēt
윤12	l i	fi	e	3	6	5	0	27
H13	4	10	0	5	12	10	2	43
3314	2	10	2	5	12	9	D.	40
HIS	4	21	0	8	17	12	0	62
HIE	3	35	5	12	24	5	4	80
H17	1	27	1	13	21	2	2	G 7
H!8	3	47	0	10	36	4	2	102

現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

(現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

○ 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設·修繕·増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人 (※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

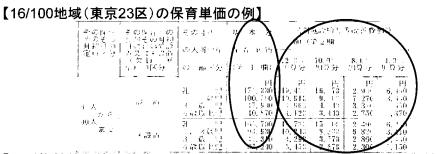
《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

35

現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

- 現行制度においては、
- (1)「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。
 - ※「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間 の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。
 - ※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乗せは可能。



【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

1			内	*K
1 0 1 m K 3 1	[[[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]]	† 	人作 符 加算分	N (144 N W 3)
25 116, 59	10年20年		10%	2 %
10 % 60 to 25	7 年15年 、年 年前5		8.5	, 2 % t
8 % ។ ខេទ្	4 年以 1 7 年 5 万	ļ	6	2 %
1 / 和原分]	4 η *.α:			2 %

現行の保育所運営費の使途範囲

○ 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費 <u>に充てる</u>こととされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。 (「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費·管理費·事業費の<u>各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可</u>。
- (2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入 積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

○ 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、<u>同一設置者が設置する保育所の</u> (1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための 借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表<u>等の一</u>定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、<u>同一設置者が運営する</u> 他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の 賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
- 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
- (1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれ らのための借入金の償還等のための支出、租税公課
- (2) <u>他の子育て支援事業</u>(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及び これらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村 (社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

37

現行の保育サービスの必要性の判断基準

(「保育に欠ける」判断の仕組み(①一政令による基準)

- 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令 で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。
- 「政令で定める基準」としては、 以下のいずれかに該当

保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
- ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
- ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- 災害復旧時
- その他(「前各号に類する状態」)
- ◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)
- 第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育するこ とができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
 - 昼間労働することを常態としていること。
 - 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
 - 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - 同居の親族を常時介護していること。
 - 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
 - 前各号に類する状態にあること。

(「保育に欠ける」判断の仕組み②一条例による基準)

- 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童である か否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、<u>以下の事項について、個別に通知で解釈を提示</u> している。
 - ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
 - ② <u>下の子の育児休業取得</u>に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど 「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、 継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
 - ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
 - ④ <u>虐待防止</u>の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定
- 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により 基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を 用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由 (母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

39

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

(基準の考えた			その他の世帯状況
	ABCDEFGの順に入所の順位が高いものとします。		【ランクアップ項目】
	8母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを専用します。 6祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保)	€T	①から全は各項目1
きない事を割	E明する診断器等を提出することが必要です。		ンクずつ、⑤は2ラン ク、最高で2ランクま
*障害児・児頭 発者します。	整福祉の観点から保育に欠ける児童については、この遺者基準を基に別途	EI.	アップします。
*選挙に当だ・	っては、保胃が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA、Gの順に		※左記「9ひとり競世帯 等」が適用される場合
「その他の世界	#状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承籍の順位を	判断し	ういきすってい 木本ノ
6.9.	お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況		(1)ひとり観世帯等
l	月20日以上かつ1日8瞬間以上、働いている。	A	(3)生活保護世帝
発売外労働 外勤・居宅外	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	В	(3.生計中心者の失業
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、煽いている。	С	(4 株派保育室・家島)
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	育福祉員・譲可肌 保育所等の卒間児
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E	(李鵬時に肯児休! 中だった方で復職!
200	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	В	に申込をする場合
宇宙内労働 内動・居宅内	月16日以上かつ1日7時間以上、殿いている。	С	を含む)
自宅)	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D	(宣音体のため通所し、 一両入所する場合
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F	・1.~のは優先順位で! よりません。
3 室前産後	お母さんが出座又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産 の準備又は休養を要する。	D	
‡(1) 専築・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自治療費で常に病臥している場合。	Α	【周一ランクで並んだ
	通統加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	В	合の選考】
	連続加廉を行い、1日4時間、週4日以上の安静が必要で保育が困難 な場合。	E	同一ランクで並んだ場: は以下の状況を調整技
4(2) 山身の障害	専体練書者手帳1~2級、精神建書者保護福祉手帳1~3級、 愛の手帳(原育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	ーにより、選考します。 (裏面参照)
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	В	①市内在住
	身体輝言者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	2.保育の代替手段
5 親族の介護	似床者・重成心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添い のため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	Α	子育て支援者とな 問層観集の有無な
	病人や輝宮者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのだめ、通 4日以上かつ1日7時間以上保護が困難な場合。	В	(3)世帯の状況 被介護者の有無な
	病人や障害者(見)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、過 4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E	(事就労状況 夜勤を伴う変財動 の有無など
5 北海の諸阳への数率	震災、民水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	Α	多ひとり額世帯等
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに 通っている。	D	(多きょうだいの状況) きょうだい間一館
3 東 瀬 中	求論中 (入所期間は3か月です。その期間内に欺瞞いないと適所 になります。)	G	入所や多子世帯な ・小源税所得金額
9 ひとり親世帯 等	ひとり親世帯等において、教労、求譲込動、疑奪制練等を行うことにより、自立の促進が図られると抗社保健センター長が判験した場合。 (表報中の入所機能は3か月です。その期間内に就解しないご過所になります。)	A	①~⑦は優先順位で ありません。
10	児革福祉の制点から、福祉保護センター長が特に保育に欠ける緊急度 が高いと判断した場合。	A (28.2)	1

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

	内容		L 做毒		
	申込児童を65歳未満の親族に漬けている	-1			
	転開(転售を伴う場合及びきょうだい問時入所のための場合は除 く、課定ことも綴からの転回は含む)	-1			
	横浜保育金、家庭保育池社員、期可乳児保育所の空間児 (学園時に) 育児休業をとっており、薄児休業明けで認可保育所へ申込む場合も 含む)	3	卒園証明書等 のある場合に 限ります。	保育の 替手的 は、 た	
保育の 付替手段	申込児寮を[横浜保育室、家庭保育編祉員、認可保育所、認定こども 國]以外へ有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	契約書等証明資 料がある場合に	のうち たるも	
	申込児草を検浜保育業、家庭保育福祉員へ預けている(一時保育の みの利用は含まない)	1	限ります。	1項目 みを選	
	児童を稼瘍で見ている	-1		します	
	児童が危険を伴う環境にいる	1]	
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合	()		1	
**********	保護者が身体障害者手帳1.2級、敷の手帳(療育手帳)・精神障害 者保護衛祉手帳1.23級の一つに設当る場合またはそれと同程板 の障害があると認めれる心を障害者の場合	2	元のランクの類型が 身の障害」のときは		
世帯の	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に善しく負担がかかる場合	1	しません。		
状況	同居家庭内に身体障害者・雲の手帳(麻将手帳)・精神障害者保健 福祉手帳を持っている者がいて介護している場合 (当該児国文は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	元のランクの類型が 族の介護 L のときは		
	同居家庭内に要介護 1以上の認定者がいて介護している場合(在老介 接に限る)	1	しません。		
市内在住	市外在住者(転入予定者は除く)	-8			
	學多赴任	1			
粒笋状况	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1			
ML2:21A376	居宅外自営業であるが、 瞬場が自宅に併設している	-1			
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1			
ひとり親	ひとり親世帯で65歳未満の間層難族がいない場合	3	I		
世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の間層親族がいる場合	1	1.		
元のランタが 「ひ、ひとり 個性事等」	元のランクが「9,ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	上2行の点数と		
の概念	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	適用されます。		
きょう	既にきょうだいが入所している場合 (きょうだいが同一の保育團に入園を希望する場合に限る。)	2			
だい の状況	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込み	1	1		

<同一ランク・同一講整指数で並んだときの選考>
※同一ランク・同一講整指数で並んだときは、以下の順に考慮して発考します

※同一ラ	ング・同一調整指数で並んだときは、以下の順に手駆して選者します。
1	輔整限の接先順位(()〜砂の順) ①災害・ወ疾病・障害・③居宅外労働・④介護・⑤ひとり競等・⑥居宅内労働・⑦居宅外・内労働 (内定)・④献学等・⑤出産・砂求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変別勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
- 5	競奪している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済が状況(解析が現金館)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で料理する場合もあります (動物死からの交付が相に合けない等のやむを修ない場合を除き、証明がある者が後先)

40

入所基準(条例)の実例②(山口県山口市) 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

〇山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育 の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育の実施基準)
- 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれ もが次の各号のいずれかに該当することによ り、当該児童を保育することができないと認め られる場合であって、かつ、同居の親族その他 の者が当該児童を保育することができないと 認められる場合に行うものとする。
- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態として いること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の 家事以外の労働をすることを常態としている こと。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神 若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精 神若しくは身体に障害を有する同居の家 族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復 旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあ ること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手 続その他保育の実施に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料)山口市例規集より抜粋 41

入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

		その色		資格取得		災害復旧			4#	羅	半	9;	> 3	Ť				4	能	蕉	外海	天雀	ò		出離		斖	壮.	<u></u>				麥	F.	ŧ	*	ì	Ħ	W		類型	黑炭
250	H 7	1	咖	闽	4)	∜ ≽	ŝ١		ÿ	촶		Τ	働	ı	Σ		中中			Ш	蓝	T	涶	\succ	圧	١.	₹			Ш-		t		鳜			П	河	三 屆	<u> </u>	14	
が困難な時	것	1	看	信機	以	F III			1	公 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 る る る る る る も る も る る る る る る る る る る る る る		ı	通院付款	-	入院付添		身体障害者等			佈	華	1			産					吨				莱			l	æŀ	-ω	,	奎	
な罪	2)生	L	辨	福	校連字・				Ā											*	角	L	麗	院	前後	_ ;	頭			綝				揪			L	⊶;	9 =	1		
	日本での生活が浅く保育	70	75	9	亷	東小古・地東なる	#	4	高糖者	醫審	吊時優ださり	F Œ	H (_	1 4	4 1	ω	1級	4	迹	遭	西の団米	i		3 4	4	4	核	3 ≻	溪	筣	¥	林岩	益	E	Ξ.	Ş	3	5	8		
	美	70 才以上	才以上	の受講な	米	ě	F	9	业	裄	描	l E		刯	Я	微し			9	歐	江	Ē		油	ш	#	番	朱従	Ш	族従	#	10 町	10	ۍ د	5	-	罪	雅	4	時間		-
	保留	1	1	8	職業訓練等	9	野 🕹		\Rightarrow	介護	たみ	<u> </u>		- 1	_	IJ.	معد	2後	쇸	常時寝たきり	育児不能の時	K	+ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1.	以内	時間未満	時間以上	家族従事者	Œ	##		叮未満	10町以	5反未満	5 瓦 以	1町以	題米	器配以	時間以	泊傷	Ш	棄
-		╁┈	-	U.	1419	1	5 1	有	簅	襧	ত	2	# !	-	╁	7	狻	褒	╁	+	4	Ē	# -	1	45.	主	上	妕	Т	神	叫	뚙	Н	維	⊢	<u> -</u>	濉	Η.	F	۲.	- A-	10
	~1	6	$ \infty $	_	10			<u>.</u>	œ	œ	0	~	٠ د		10	5		10	느	10	0	٥	n ~	10	10	22	ω	5		∞	10	4	&	သ	6	9	3	57	7	10	点數	198
	①民生								N.	響		944	₽,)				9	l			州			9	9	9	1	(S)	\in	5			\bigcirc)			<u>ම</u>	3	٠		\succ
	£4			①受講証明書または状況を証するもの	①在学証明書・学生書	⇒火き状況を証明するもの	Î		者介護は善親小要,	ŧ >	(たたし豕庭内介護のつち、	または医師の診断書	山身体障害者手帳の与しまたは焼育手帳の与し	F	ĺ		または医師の診断書	①身体障害者手帳·療育				医師の診断書または状況を証明するもの			①母子手帳の写し	1	①内聯証明書		呼	(解宗由告考] / 「はんんだしば、「四の上では、「これをは、「」	H.		ŕ	国	r E		9		①即年及源来褒及宗(海宗由年わ)をは14メの河)	4		
	委員さんの証明			围	題	Ż	É		凝	μ #	(,	秋	画	ž			12	哥				恕			#		#	}	鎌	以確	Į		Ţ	東名	ŧ		إ ا	の登り	政領	ŧ		磞
	<u> </u>			讄	古書	14	-		94	}	%	픙		ŧ			智	异山			1	香			N S	I	出典	}	如	外主来	검습		}	計り上記	ł		8	· 探	原完完成	H I)		7)#
	Š			#	4	HE B			独		Ř	で !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	#	1			0	世				9#			定				I ILL	英和	*		Ā	內谷			5	٦ کې پېر	剪刊	È	ı	沙
	Ē			戸	生	2	ļ'		一	l	分頭	É	স	n)			極	赤				,			ľ				期(メダニ	ā #		4	はずる	Ĭ		Ì		外が影	1	150	
	毘			173	Щ	ျပွ	2		<u></u>	ļ	9	* III,III,	4	3			畊	賁鱼			;	茨] ;	事	₩ ** ~~	•,		Ŕ	声量	Ē		1	イ: (1)	<u></u> ‡ ^*	"	烟	教
				18		S	1				7		911	ř							j	£.						1	-	#		ļ	<u> </u>	₽				بَنْ تَلِي	₩ ~		啉	絥
				誾			ı						7					手帳の写し			į	盟						1	ŕ	ħ			H	+			3	5,5	ņ		羅	
1				2		l					188	F	海	ì	- 1			包				4							,	C M			ڒ	*				重	Ľ 'n			
				9)测	ř	III)	ł				\subset			9	Š							(<u>:</u>			7	*			1	単り				**
				ľ							7		湯	1	ı				ĺ		Ì	ĕ						ŀ					4	#			3	×		- 1		
						l					満80歳以上の局	-	9																				9	γ. Θ			[# # #				社会福祉課
				ĺ							Þ	ł	J.]	ļ																İ		7/1	宮莱等就労証明書 19女に 上従南の担今 ナキをス従寅老の1/9			ì	#				猫
_												_			1			_	<u> </u>							l	_	Ь	_								L					

42

保育の質を支える仕組み

保育内容

〇 保育所保育指針(ガイドライン) (保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

○ 児童福祉施設最低基準 (職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格 (指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 〇 保育士の研修

監査、評価

- 〇 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

43

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

○ 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて 適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための 保育所の取組を支援する」こととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が 取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する 最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

- 1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)
- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究

今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得していながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、 再就職に際する問題点等を分析する。

(2) 保育士の再就職支援研修等

大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所得者の保育士資格取得の推進

幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、 保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

児童福祉施設最低基準

〇 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育 サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

「主な内容」

<職員配置基準>

保育士

O歳児3人に保育士1人(3:1)1・2歳児3歳児20:14歳以上児

6:1

30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

〇、1歳児を入所させる保育所 : 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所

→ 乳児室の面積 : 1.65㎡以上/人 ほふく室の面積 : 3.3㎡以上/人

2歳以上児を入所させる保育所 : 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

→ 保育室又は遊戯室の面積 : 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積:3.3㎡以上/人

45

保育所保育士配置基準

	乳児	1 歳	2 歳	3 歳	4歳以上			
中央児童福祉 審護会の意見具申 (8召和37年度)	3:1 43年度 意見具申	6 :	1	20:1	30:1			
23~26年度	10	: 1		30:1				
27~36	10	: 1	(10:1)	30:1				
37.38	1 0	:1 (9:1)	30	: 1			
39	8 :	1	9:1	30	: 1			
4 0		8:1		30	: 1			
4 1		(7:1)		30:1				
4 2		6:1	- "	30	: 1			
43		6:1		(25:1)	30:1			
4.4~平成9	(3:1)	6:	1	20:1	30:1			
平成10~	3:1	6:	1	20:1	30:1			

休憩保育士	(1人)

主任保育士代替保育士

2. ()内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

(1人)

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。

46

各国の保育制度(職員配置、施設設備の基準)

国名	職員配置	施設・設備
	0歳児 3:1	〇 2 歳児未満
日本	1 - 2 歳児 6:1	乳児室 (1人1.65㎡)
	3 歳児 2 0 : 1	ほふく室(1人3 3㎡)
	4 - 5 歳児 3 0 : 1	医務室、調理室、便所
		〇 2 歳以上児
	保育者は有資格者のみ	ほふく室又は遊戲室(1人1 9
		8 m²)
		屋外遊戲室(1人3. 3㎡)、
		調理室、使所、保育用具
アメリカ	〇各州まちまち	〇各州まちまち
フランス	〇所長及び保育職員の半数以上は	
	乳幼児専門の資格者(集団保	
	育所)	
	〇公立保育所	〇児童一人当たりの面積
イギリス	1:1~6:1(年齢による)	0~2歳未満児 3.5mi
	〇私立保育所	2. 歲児 2. 5 ㎡
	0~2歳児 3:1	3 歳児以上 2 3 m ²
	2~3歳児 4:1	
	3~5歳児 8:1	
	保育戦員の半数以上は有資格者	
	0 ブレスクール	Οブレスクール
スウェーデン	通常、15名~20名の年齢混合	少なくとも4種類の部屋
	のグルーブに3名の保育者	(食堂兼作集室、遊戲室、絵画木工
	(うち2名は有資格者)	室、小遊戲室)
	〇全日保育	〇全日保育、半日保育
ニュージーランド	(少なくとも1名が有資格者)	遊びに使えない場所を除いた空間
	2 歳未滿児 5 1	1人2 5 m ²
	2 歳以上児(※)	屋外遊戲場 (1人5㎡)
	1~6名に保育者1名	
	7~20名に保育者2名	
	21~30名に保育者3名	
	31~40名に保育者4名	
	41~50名に保育者5名	
	2 歲未滿児·以上児混合	
	1~3名に保育者1名	
	4名以上の場合は、※と同様	<u></u>

4

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- ○指定保育士養成施設(544か所) (大学、短大、専修学校等での所定の 課程(2年以上)の履修) 又は
- 〇保育士試験(都道府県が実施)に合格

資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- ○職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 〇施設:研修の機会の確保義務

保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

社会福祉施設等調査(H17年)

保育士養成課程(概要)

- ○保育の本質・目的(社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
- ○保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
- ○保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
- ○基礎技能 ○保育実習 ○総合演習

計68単位以上

保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 〇 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と 近い状況にある。

		罗	3		女							
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給 する現金給与 額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給 する現金給与 額				
全産業	68. 8%	41.8歳	13.5年	372. 7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238. 6千円				
保育士	4. 2%	29. 2歳	5. 0年	229. 2千円	95. 8%	32. 9歳	<u>7.7年</u>	217. 9千円				
福祉施設介護員	29, 2%	33. 2歳	4. 9年	227. 1千円	70. 8%	37.2歳	5.3年	206. 4千円				
ホームヘルパー	15. 2%	37.6歳	3. 9年	230.6千円	84. 8%	44.7歳	4. 5年	197.0千円				

(資料出所) 平成18年實金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数 10年以上

12%加算

7年以上10年未満

10%加算

4年以上 7年未満

8%加算 4%加算

4年未満

49

認可外保育施設に関連する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、 以下のような類型に区分することがある。
- (1) 事業所内保育施設 (ex:院内保育施設等)
- (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
- (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
- (ex:東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、<u>認定こども園</u>の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(<u>幼稚園型又は地方裁量型</u>)があり これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して<u>児童福祉施設最低基準</u>の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準 → P4)
- ※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割 合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

○ 認可外保育施設に対しても、制度上、<u>設置の(事後)届出義務</u>が課せられており(※)、<u>都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令</u>の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)
 ※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

○ 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、<u>認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく</u>、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

51

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

	1111元以及152年このカノ	
項 目	児童福祉施設最低基準 (保育所)	認可外保育施設指導監督基準
穣 員	- 配置基準 (児童):(保育主) (の敬児 3 : 1 1 2 2 度児 6 : 1 3 歳児 2 0 : 1 4 歳以上児 3 0 : 1 - 保育主のみ	主たる保育時間11時間については、 最低基準に規定する数以上、11時間を 超える時間著については、現に保育し にいる児童が1人である場合を除き、常 時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は若 透帰資格が必要
段 编	○2歳末滴 ・ 乳児室 1 65㎡/人 ・ ほぶく変 3 3㎡/人 ・ 医務塞、調理室、便所	・ 保育室 i 65㎡/人 ・ 調理室、使所
	○2歳以上 ・ 保育薬又は遊飲施 1.98㎡/人 ・ 最外遊飲場 3.3㎡/人 ・ 調理室、便所	
非常災害に 対する処置	 病火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施	消火用具、非常口等の設能定期的な訓練の実施
保育室等を 2階以上に 設ける場合 の条件	・ 転落防止装置 ○保育重等を2階に設ける場合 ・耐火度振動では2種所火度集物 産外階級・産内特別連摩階級(建築基準定施行令第123条第3項)等による2方 均衡額	 転等防止散標 ○保育室等を2階に設ける場合 ・耐外建築物 (1津耐火建築物 ・ 重外階級、連内特別機能設 (建築基準法維行金第123条第3項)等による2方向避難器
	○保育事等を3階以上に設ける場合 耐水準額物 是外際版 特別避難階段等による2方 河瀬鹽経路(4階以上の場合は層外避難 課役を必遇 調理重の防水区施(自動消火装機等が 財産されている場合の特例あり) 非常等複接臭	 ○保育室等を3階以上に設ける場合 ・耐火糖築物 ・風外糖洗除、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外運算で設定している。 ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特別あり) ・非常警報器具
児童の処遇	カーテン等の防炎処理 ○保育の内容 機能が軽の観察、服装等の異常の有無 についての検査、自由遊び、皇寝 保護者との連絡	・カーテン等の防炎処理 ※ 保育所保育指針に達じる。
	○給食 ・ 必要な栄養量を含有 ・ 献立の作成	
	○健康診断の実施	

注)認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に 適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが設ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業(19年度予算額20百万円→20年度予算案13百万円)
 (20年度)
 - ・移行促進事業 20か所 @200万円 補助率1/3

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育主を 当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。 平成17年度より環境改善事業へ統合。

○ 認可外保育施設の衞生・安全対策

(19 年度予算額 23 百万円 → 20 年度予算案 23 百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。 平成19年度より放置後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。

○ 保育所体験特別事業(19 年度予算額 300 百万円 → 20 年度予算案 300 百万円)

(19年度) (20年度) 900事業 → 900事業 補助率1/3

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への 相談、助雪などを実施。

○ 保育従事者研修事業 (19 年度予算額 53 百万円 → 20 年度予算案 49 百万円)

(19年度) (20年度) 開催回数 98回 → 99回

補助率 定額

[認可外保膏施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。]

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がいる場合、事業所の雇用労働者の利用者数 を上回らないこと。

·設置費

対象費用:建築費等 助成限度額:2,300万円

助成率:大企業1/2 中小企業2/3

·增築費

対象費用:增築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率:1/2

·保育遊具等購入費

助成限度額:40万円

·運営費

対象費用:運営に係る費用(人件費等) 助成率:大企業1/2 中小企業2/3

支給期間:5年間

利用者要件の緩和を検討。

·設置費

20年度と同様

·增集費

20年度と同様

·保育遊具等購入費

20年度と同様

·運営費

対象費用:運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

<u>6年目以降 1/3</u>

支給期間:10年間

53

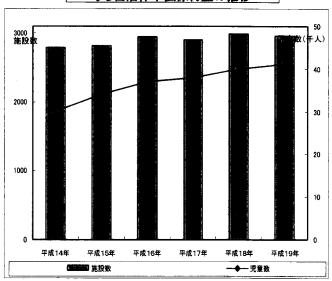
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- <u>認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割</u>を 占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体 としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移

12000 160 (三型 その(機能数) 童数(千人) 施設数 140 10000 ■ 事業所內保育施設施 120 8000 100 ■ ベビーホテル(施設数) 6000 60 ━━事業所内保育施設(児 4000 童数) 40 2000 20 ◆─ ペピーホテル(児童数) 平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年

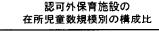
うち自治体単独保育室の推移

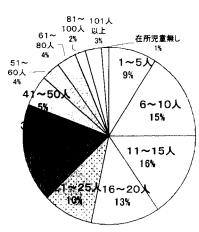


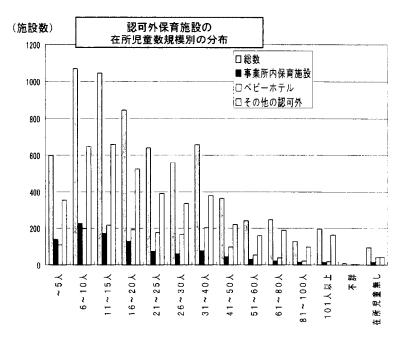
(資料)保育課調べ 54

認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。





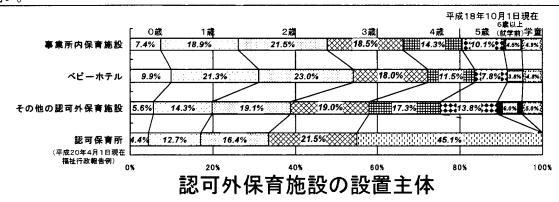


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

55

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



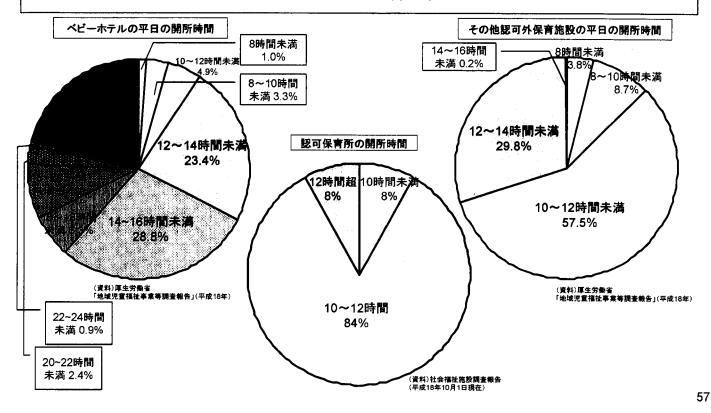
○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位:%、オ														
	総数			事業	所内保育	施設	~	ミビーホティ	ル	その他の認可外保育施設				
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減		
総数	100.0	100. 0		100. 0	100.0		100.0	100.0	•••	100. 0	100.0			
個人	56.3	58. 1	△ 1.7	22. 7	4.0	18.8	46.4	53. 9	△ 7.5	68. 1	71.3	△ 3.2		
会社	26.1	23. 5	2. 5	40. 2	51.1	△ 10.9	45.8	37. 3	8.5	15. 4	13.0	2. 4		
任意団体	3.7	5. 4	Δ1.7	2. 3	2.5	△ 0.2	1.6	2. 9	△ 1.3	4. 8	6.8	△ 2.0		
その他	13.9	13. 1	0.9	34. 8	42.5	△ 7.7	6.2	5. 8	0.4	11.7	8.9	2. 8		

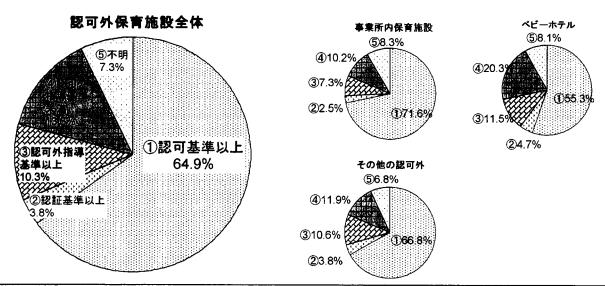
認可外保育施設の開所時間

開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や 夜間の保育二一ズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。



認可外保育施設の水準 (面積(保育室))

認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。



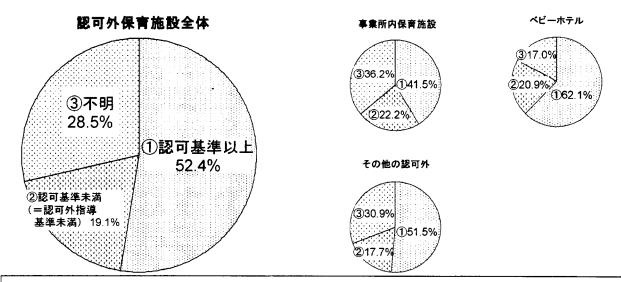
【推計の前提】

- 「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
- ・ (②認証基準以上」・・ (②未満で、1歳児数×2.5㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設「③認可外指導基準以上」・・ (②未満で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所

- 「④ その他」・・・③未満 「⑤ 不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

認可外保育施設の水準 (面積(乳児室))

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が5割以上となっている。



【推計の前提】

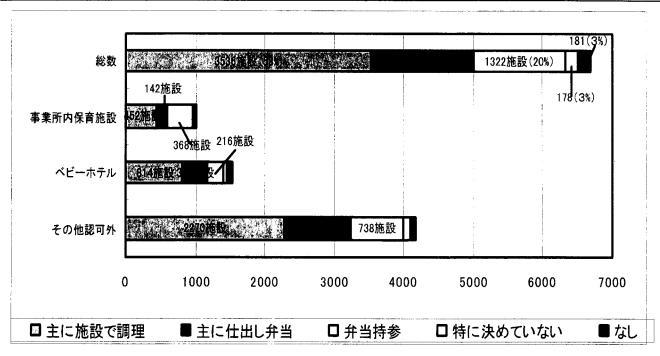
- 「①認可基準以上」・・・O歳児数×1.65㎡以上の施設
- 「②認可基準未満」・・・①未満の事業所
- 「③ 不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設
- ※ なお、最低基準上は、O歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、O歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

59

認可外保育施設の水準 (調理室)

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当 持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。

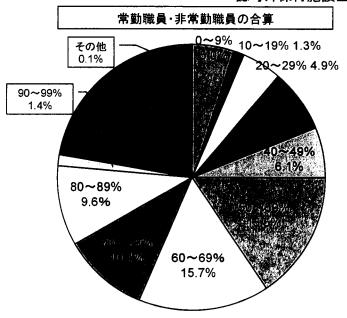


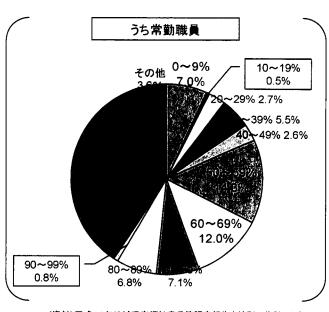
認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、 認可外保育施設間の差が大きい。

保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694ヵ所)



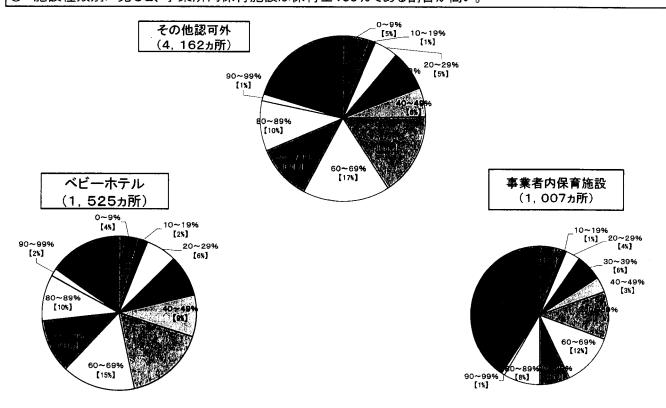


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

61

認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

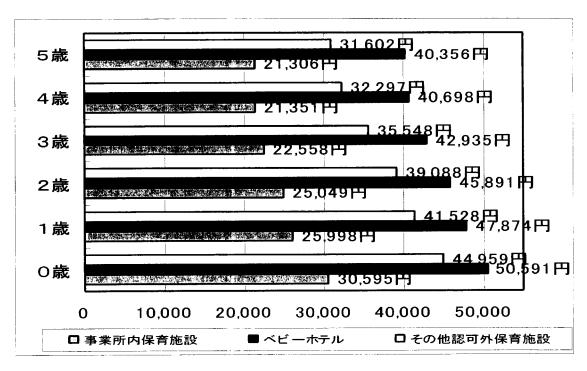
○ 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの62

認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の類型の施設の 利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3~5万程度の水準となっている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)63

(参考) 認可保育所の利用料

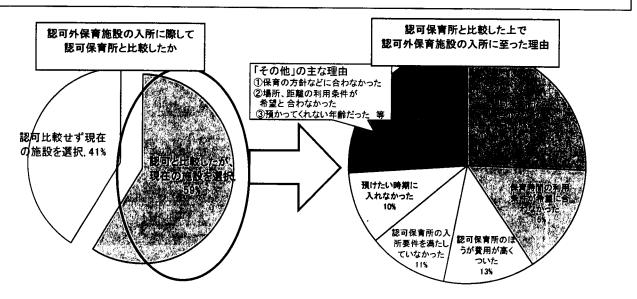
保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳~6歳		
			15. 1万円	8. 9	万円	4. 3万円	3. 7万円	保育単価 (月額)	
第1階層	生活保護法による被保護 及び中国残留法人等のF 永住帰国後の自立の支援 援給付受給世帯		o円		0	円	,,, ,,, ,		
第2階層	第1階層及び第4~第7 階層を除き、前年度分 の市町村民税の額の区	市町村民税 非課税世帯		9, 000円		6, 0			
第3階層	分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 課税世帯		19, 500円		16, 5	500円		
第4階層		40, 000円未満		30, 000F	.	27. (000円	<u> </u>	
第5階層	第1階層を除き、前年分 の所得税課税世帯で あって、その所得税の	40, 000円以上 103, 000円未満		44, 500円 41, 500円					
第6階層	額の区分が次の区分に該当する世帯	103, 000円以上 413, 000円未満	61,000円 58,000円				000円		
第7階層		413, 000円以上	80, 000円			77, (

[※] 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

認可外保育施設の利用者の選択の現状① (認可保育所と比較した者)

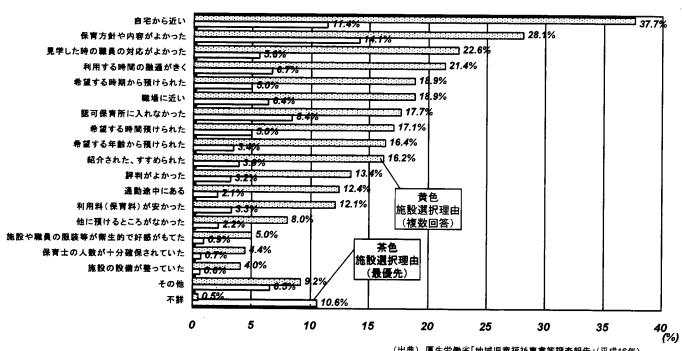
- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因する ものが4割を占める。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告(平成16年) 65

認可外保育施設の利用者の選択の現状 ② (全体)

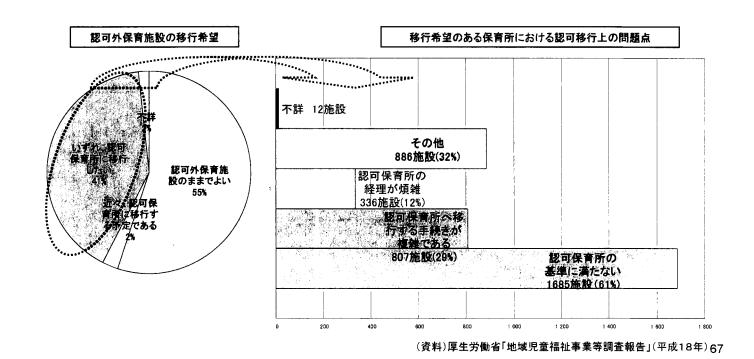
○ 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択 した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。 また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成16年)

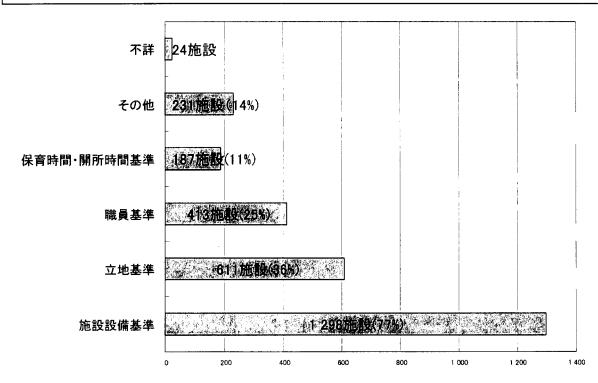
認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、 手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



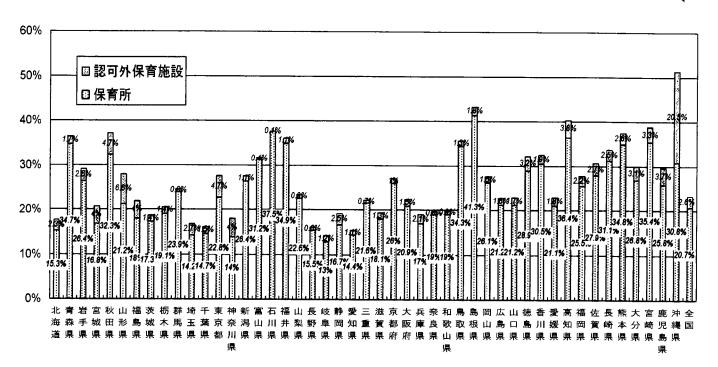
認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を 挙げている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)68

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



- ※【保育サービス利用率】=【保育所利用児童数(3歳未満児)】÷ 【3歳未満人口】

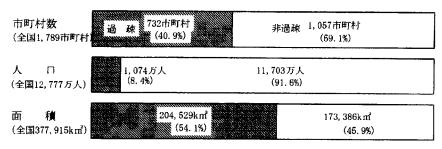
69

過疎地域の現状(1)

(過疎地域の現状)

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。 人口及び面積は平成17年国勢調査による。

2 東京都特別区は1団体とみなす

()は構成割合である。 《過疎地域の要件》³

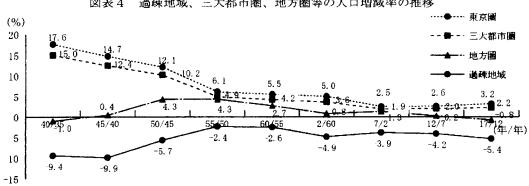
- ○「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。
- 人口要件:以下のいずれかに該当すること
- 1)昭和35年~平成7年の人口減少率が30%以上
- 2)昭和35年~平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上
- 3)昭和35年~平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下
- 4)昭和45年~平成7年の人口減少率が19%以上
- *ただし、1)2)3)の場合、昭和45年~平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。
- (2) 財政力要件:平成8年度~平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること (施行令第1条)。 加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う(法第32条)。 人口要件 :上記要件中、各対象年かを5年ずっずとして第二 【追加公示】
- 人口要件 :上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。 財政力要件:上記要件を、平成10年度~平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)の

過疎地域の現状②(人口の動向)

(過疎地域の人口の動向)

○ 過疎地域の人口減少率は、昭和35~45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率 は低下し、平成12~17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。



過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移 図表4

(備考) 1 国勢調査による。

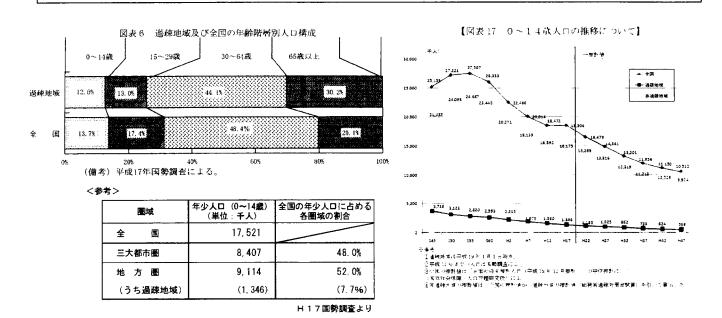
- 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
- 三大都市圏とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域)、大阪圏(京都府、大 阪府及び兵庫県の区域)、名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県の区域)をいい、地方圏とは三大 都市圏以外の区域をいう。

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)~

過疎地域の現状③(人口構成)

(過疎地域の人口構成)

- 過疎地域における年少人口(0~14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。
- 年少人口 $(0\sim14歳)$ の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。



【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)よっ

過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表 9 財政力指数段階別過疎関係市町村数 (単位・団体

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況 地方譲与税 地方移 その他 その他 (2.6%) (15,1%) (15.4%) (20.7%) 方無傷 かける 地方税 (37.3% 過疎開係市町村 全国市町村 (0.3%)裁入決算額 裁入決策額 地方值 9.686百万円 26 918百 万里 (8.6%) 旅道府県支州。 地方交付税 都道府県支出金 地方交付税 曲 方籍 与税 (40.7%) (6.8%) (2.8%)(15.1%) 国軍支出4 国庫支出金 地方特例交付金 (7.7%) (10.0%) (1.1%)

		(単位:団体、%
	区. 分	平成18年度
	. л	市町村
	0.1未満	9
	0.1/(4	(1. 2)
過	0.1以上0.2未満	233
旭	0.1以上0.2米商	(31. 9)
740	O ON LO OHENT	291
疎	0. 2以上0. 3未満	(39. 8)
1116	0 001 1 0 1001 T	165
地	0. 3以上0. 42以下	(22. 6)
حاسة	0.40±7	33
域	0. 42超	(4.5)
	21	731
	計	(100.0)
	平均值A	0. 25
	全国平均値 B	0. 53
		

- (備考)
- 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。 適解地域は、平成20年4月11現任。 一部適様地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている
 - 1 総務省「地方財政状況調査」及び 地方交付税等関係計数資料: による。
 - 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 - 画館地域は、平成20年4月1日現在。 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政内額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四格五人)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市両村の数値(合併算定替)に基づく。 ()は団体数合計に対する構成比である。 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)3

人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

- ○・認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保 育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設 置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。
 - (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
 - (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
 - (3) 定員20人以上
 - (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

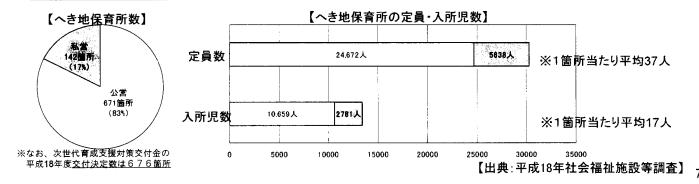
経営	公	實	私	営	d E	·
経営 定員 主体 規模別	公 実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)
~30	(613) 569	(5. 2) 4. 9	(631) 642	(5. 8) 5. 7	(1, 244) 1, 211	(5, 5) 5, 3
31~45	$(1, 215) \ 1, 190$	(10, 3) 10, 3	(842) 874	(7, 7) 7, 8	(2, 057) 2, 064	(9. 1) 9. 1
46~60	(2, 155) 2, 073	(18, 3) 18, 0	(2, 635) 2, 676	(24, 2) 23, 9	(4, 790) 4, 749	(21, 2) 20, 9
61~	(7, 769) 7, 678	(66, 1) 66, 6	$\binom{(6,764)}{7,018}$	(62. 3) 62. 6	(14, 533) 14, 696	(64, 2) 64, 6
+5	(11, 752) 11, 510 (50, 7)	(100, 0) 100, 0	(10, 872) 11, 210 (49, 3)	(100, 0) 100, 0	(22, 624) 22, 720 (100, 0)	(100, 0) 100, 0

資料

社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在) 上段括弧書きは、前年10月1日現在

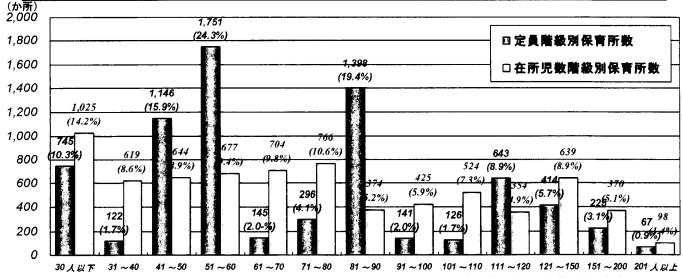
人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

- <u>へき地保育所</u>(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の 基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、<u>次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)</u> において補助(※20ポイント)。
- (1) 設置場所が、以下の①~④にあること
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①~③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
 - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
 - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
 - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場含む)その他必要な設備を設けること
 - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること
- <u>入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施</u>。



過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51~60人の規模が多いが、 在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、 過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。 ※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考) 全国の定員 規模別分布

定員60人以下: 35.3%

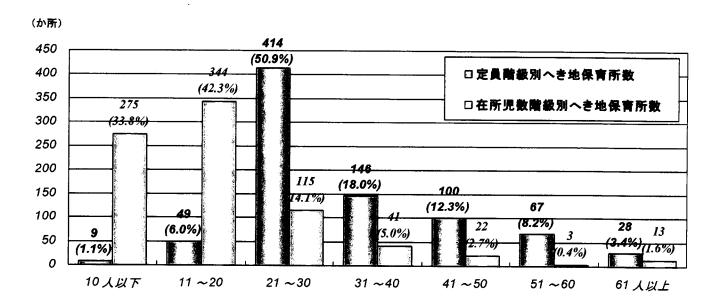
定員61~90人以下:27.6%

定員91~120人以下: 22%

定員120人超:15%

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21~30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と 全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

		[3	図表21	幼児	教育経	験者以	_ 24 5					
区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	温練	全国	過軟	全国	過疎	全国	温味	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教 <u>育経験者比率</u>	57.4	76. 1	87.6	91.2	95. 0	95. 6	95. 5	95. 0	98. 3	96. 7	97.1	96. 5
幼稚園就圖率	18, 3	53.8	35.4	64.4	34. 9	64. 0	34. 2	62. 8	34.9	59.9	36. 1	57. 7
保育所在舊率	39. 1	22. 4	52.2	26.8	60. 1	31.5	61, 3	32. 2	63, 4	36, 8	61.0	38. 8

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本構査」及び「社会福祉施設等調査」による。
 - 2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

- ①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。 ②過疎地域は総務省調べ。
- ③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。 幼児教育経験者比率=幼稚園就園率+保育所在籍率

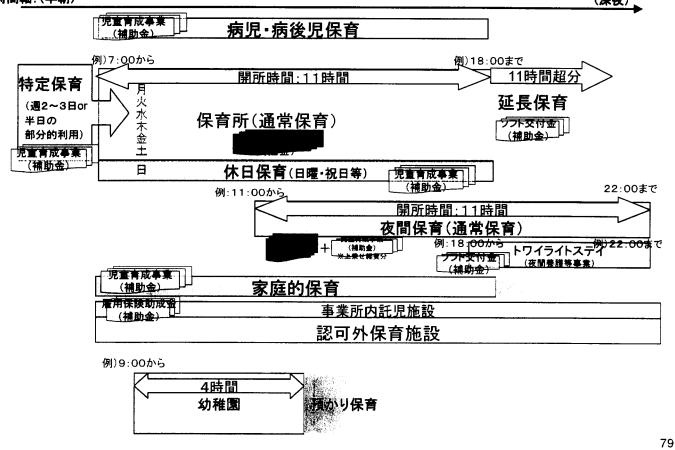
幼稚園就園率 = 小学校第1学年児童数

保育所在籍率 = 前年度保育所在所児数 (5歳/2+6歳) 小学校第1学年児童数

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】 78

77



多様な保育の取組の現状

《事業名》 《事業内容》 《19年度実績》 《地域における箇所数》 **「日中就労等している保護者に代わって、保** 保育所数:22,909箇所 育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所 認可保育所 ◆ 1小学校区当たり1.03か所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在) 日数約300日) 11時間の開所時間を超えて保育を行う 15,076箇所 延長保育事業 ◆ 認可保育所の65.8% (平成19年度交付決定ベース) 日曜・祝日等の保育を行う事業 認可保育所の3.8% 875箇所 休日保育事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施) (平成19年度交付決定ベース) 1市区町村当たり0.48か所 22時頃までの夜間保育を行う事業 認可保育所の0.32% 74か所 夜間保育事業 (※開所時間は概ね11時間) 1市区町村当たり0.04か所 (平成20年3月31日現在) 週2~3日程度又は午前か午後のみ、必 認可保育所の4.0% 927か所 特定保育事業 要に応じて柔軟に保育を行う事業 (H19年度交付決定ベース) 1市区町村当たり0.51か所 《病児対応型 》病院・保育所等の付設の専用スペー (病化以助と) 7何所で 末月川等(の) 成の号 所へへ一人へ 等が地域の病児を一時的に積かる事業 (病後児対応型)病院: 保育所等の付数の専用スペースで、地域の 病後児を一時的に積かる事業 (体調不良児型) 保育所において、体調不良となった児童を一時的 に預かる事業 病児・病後児 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 745箇所 育事 1市区町村当たり0.41か所 (H19年度交付決定ベース) 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は 家庭的保育者数:99人 家庭的保育 看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅

利用児童数:331人

(H19年度交付決定ベース)

等において、保育所と連携しながら、少数の

主に3歳未満児を保育するもの

1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、 放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

[児童福祉法(昭和22年法律第164号)]

れる運営委員会、任意団体など

○放課後児童指導員を配置

導する者の資格を有する者が望ましい。

職員体制

第六条の二(略)

- ② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼 間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- 第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との 連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童 ○保護者が労働等により昼間家にいない小学1~3年の就学児童 ○その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童) 実施場所 小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成さ

○放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指



【現状】(平成20年5月現在)

○クラブ数

17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)

⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす

○登録児童数

794,922人(全国の小学校1~3年生約353万人の2割程度)

○利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所〕

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、

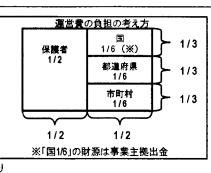
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設 するクラブに補助。

・児童数36~70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

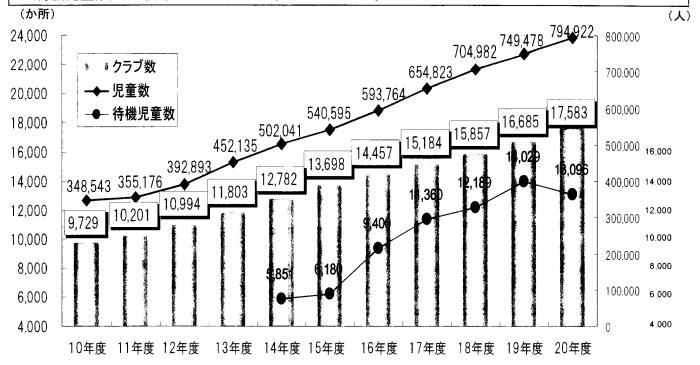
○整備費

- ·新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合 (基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成
- ※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は 設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

83

放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年の就学児童
- その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

<u>4. 開所日·開所時間</u>

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設·設備

・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。 ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等 で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨·目的

- 子育でと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの 健全育成を図ることを目的として、<u>補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドライン</u>を国において初めて
- 〇 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- -------保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年の就学児童。
- その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以

2. 規模

- 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

開所日·開所時間

- 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設·設備

- 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての 機能が十分確保されるよう留意すること
- 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、 体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること
- 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備

<u>5. 職員体制</u>

- 放課後児童指導員を配置すること。 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指 導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意 のうえ、次の活動を行うこと
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。 ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身 につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域で の遊びの環境づくりへの支援を行う。 ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケース
- については、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児 重相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

〇その他

7. 保護者への支援・連携

- 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
 - 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
- クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

放課後児童クラブの実施状況①

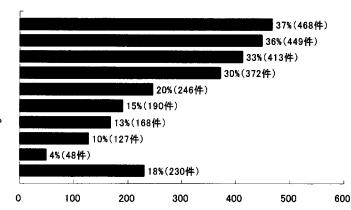
- (1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況
 - 31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数	7, 766小学校区	7, 227小学校区	6, 881小学校区
(割合)	(35. 5%)	(33. 0%)	(31. 5%)

(2)放課後児童クラブを実施していない理由

放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場 所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。

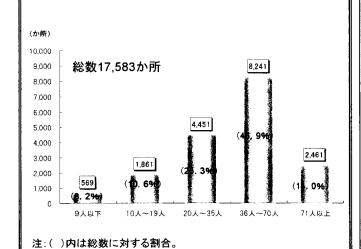
- 1. ニーズがない
- 2. 実施場所の確保が困難
- 3. 指導員等の人材確保が困難
- 4 予算の確保が困難
- 5. 次年度以降の実施に向け検討中
- 6. 補助金の受給の要件が高い
- 7. 地域・家庭で子どもを見守る・預かる施策が他にある
- 8. 両事業の調整・理解に時間が必要
- 9. 地域の理解を得られていない
- 10. その他



放課後児童クラブの実施状況②

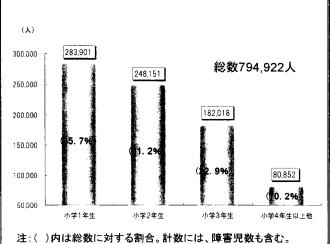
実施規模別クラブ数の状況

児童数36~70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

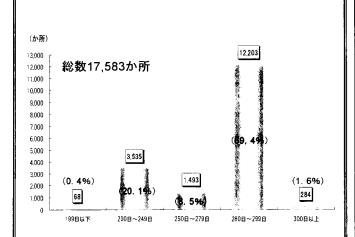


※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

__

年間開設日数別クラブ数

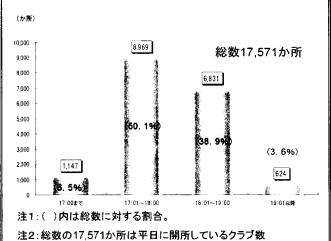
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注:()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

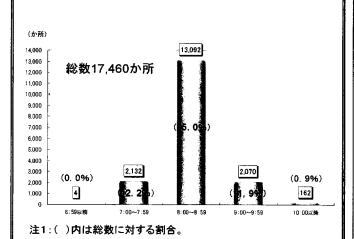
18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

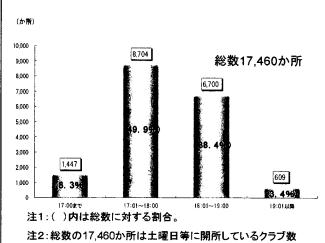
土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割 を超えている。



土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが 5割を超えている。



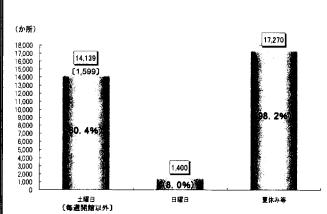
※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

89

土曜日等の開館状況

注2:総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日については8割以上が、夏休み等については、 ほぼ全てのクラブが開所している。

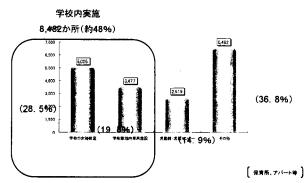


注1:()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2:[]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されて いる。

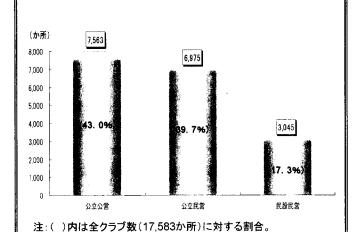


注:()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

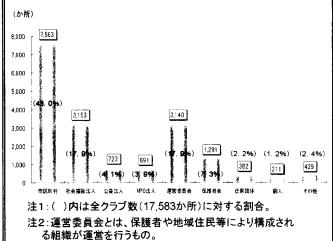
設置・運営主体別クラブ数の状況

公立による実施が8割を超えている。



運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉 法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。

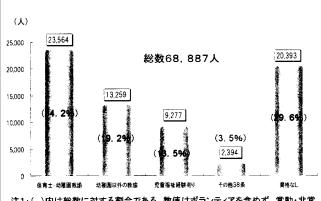


※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

91

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



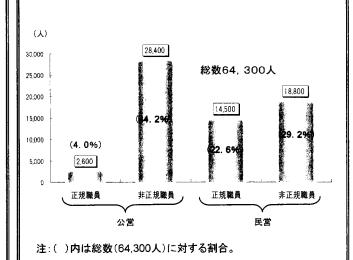
注1:()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常 動を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉 経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、 パートなど)の割合が多い。



※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円~10,000円の間で設定されている割合が高い。

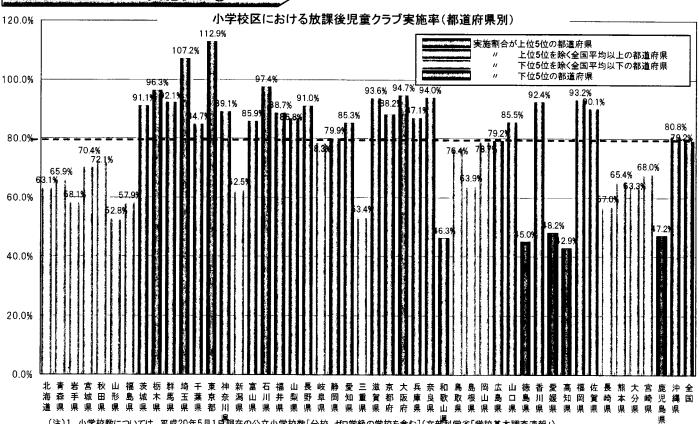
	2003 年調査	2007 年調査
5,000 円未満	49.1%	41.8%
5,000~10,000 円未満	40.3%	46.4%
10,000~15,000 円未満	9.4%	10.1%
15,000~20,000 円未満	1.1%	1.7%
20,000 円以上	0.1%	0%

	割合
利用料なし	9. 4%
2,000 円未満	8.0%
2,000~4,000 円未満	19.8%
4,000~6,000 円未満	20.1%
6,000~8,000 円未満	15.4%
8,000~10,000 円未満	6.9%
10,000~12,000 円未満	7.8%
12,000~14,000 円未満	3.6 %
14,000~16,000 円未満	2.9%
16,000 円以上	3.1%

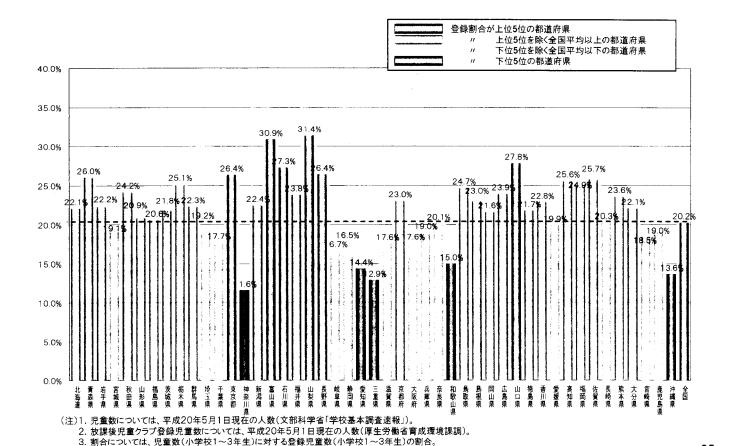
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

放課後児童クラブの実施状況④

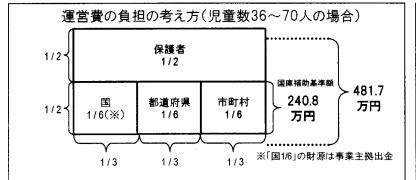


- (注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。



放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)]】



- ○全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ○残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、 長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設 するクラブに補助。
- ○児童数36~70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- ○その他、開設日数・開設時間に応じて加算
- ※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保 育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

	2,900円	

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	公費負担額
O歳児	13.8万円
1.2歳児	6. 8万円
3歳児	2. 2万円
4歳以上児	1. 7万円

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

96

95

指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

								(//////////////////////////////////////
		1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~20年未満	20年以上	合計
7	常勤	8 (0. 8%)	89 (8. 8%)	274 (27. 0%)	354 (34. 9%)	152 (15. 0%)	138 (13. 6%)	1, 015
	公立公営	0 (0. 0%)	3 (1. 2%)	22 (8. 8%)	19 (7. 6%)	80 (32. 1%)	125 (50. 2%)	249
	公立民営	6 (1. 0%)	54 (9. 0%)	213 (35. 4%)	284 (47. 2%)	39 (6. 5%)	6 (1. 0%)	602
	民立民営	2 (1. 2%)	32 (19. 5%)	39 (23. 8%)	51 (31. 1%)	33 (20. 1%)	7 (4. 3%)	164
非	常勤	58 (6. 5%)	378 (42. 2%)	311 (34. 7%)	124 (13. 8%)	22 (2. 5%)	3 (0. 3%)	896
	公立公営	38 (16. 6%)	110 (48. 0%)	44 (19. 2%)	32 (14. 0%)	5 (2. 2%)	0 (0. 0%)	229
	公立民営	13 (2. 4%)	199 (36, 7%)	240 (44. 3%)	74 (13. 7%)	14 (2. 6%)	2 (0. 4%)	542
	民立民営	7 (5. 6%)	69 (55. 2%)	27 (21. 6%)	18 (14. 4%)	3 (2. 4%)	1 (0. 8%)	125

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

97

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

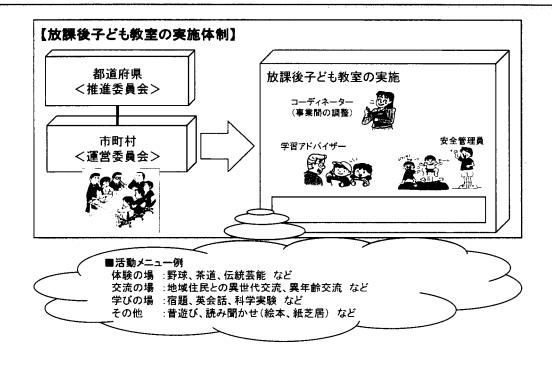
(施設数)

									02.30
	5万円未満	5万円~ 10万円未満	10万円~ 15万円未満	15万円~ 20万円未満	20万円~ 25万円未満	25万円~ 30万円未満	30万円~ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤	4 (0. 4%)	29 (3. 1%)	102 (10. 9%)	568 (60. 5%)	80 (8. 5%)	18 (1. 9%)	74 (7. 9%)	64 (6. 9%)	939
公立公営	1 (0. 5%)	6 (2. 9%)	18 (8. 8%)	36 (17. 6%)	5 (2. 4%)	7 (3. 4%)	71 (34. 6%)	61 (29. 7%)	205
公立民営	2 (0. 3%)	19 (3. 3%)	49 (8. 5%)	473 (81. 8%)	30 (5. 2%)	3 (0. 5%)	0 (0. 0%)	2 (0. 3%)	578
民立民営	1 (0. 6%)	4 (2. 6%)	35 (22. 4%)	59 (37. 8%)	45 (28. 8%)	8 (5. 1%)	1 (0. 6%)	3 (1. 9%)	156
非常勤	273 (31. 2%)	365 (41. 8%)	92 (10. 5%)	101 (11. 6%)	41 (4. 7%)	1 (0. 1%)	0 (0. 0%)	1 (0. 1%)	874
公立公営	68 (28. 6%)	30 (12. 6%)	18 (7. 6%)	83 (34. 9%)	38 (16. 0%)	1 (0. 4%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	238
公立民営	172 (33. 0%)	288 (55. 3%)	46 (8. 8%)	12 (2. 3%)	2 (0. 4%)	0 (0. 0)	0 (0. 0%)	1 (0. 2%)	521
民立民営	33 (28. 7%)	47 (40. 9%)	28 (24. 3%)	6 (5. 2%)	1 (0. 9%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	115

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。



放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	ががほりしまりりとのから			
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業		
趣旨·対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1~3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、 地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民と の交流活動等の取組を推進		
20予算額	186. 9億円(20, 000か所分)	77. 7億円(15, 000か所分)		
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)		
補助基準額	運営費:481.6万円(児童36人~70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)		
(20年度)	創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)		
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として 配置		
実施場所	学校内(余裕教室) 28.5% 学校内(専用施設) 19.8% 児童館 14.9% 専用施設 10.7% 既存公的施設 9.1% その他(民家、保育所等) 17.0%	小学校 67% 公民館 12% 児童館 5% その他 16% (集会所、文化センター、公園など) (平成19年度)		
実施か所数	17, 583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所(平成20年度《予定》)		
利用児童数	登録児童数 約79万人 (平成20年5月) 〔対前年4.5万人増〕	年間延べ参加児童数 2, 110万人 ・1教室当り年間平均参加児童数 2, 550人 ・1回当り参加児童数 30. 6人		
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あ たり平均126日)		

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で 健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるい は連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

○ 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」 (放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、 交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町 村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度 までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等 を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒しし て実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図 られるよう、以下の支援を実施
 - 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成 される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企 画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係 者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応 じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない
 - 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行う に当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、 PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置
- し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討 ○ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて
- 福祉部局が主管部局となっても差し支えない。 ○ 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに
- 当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

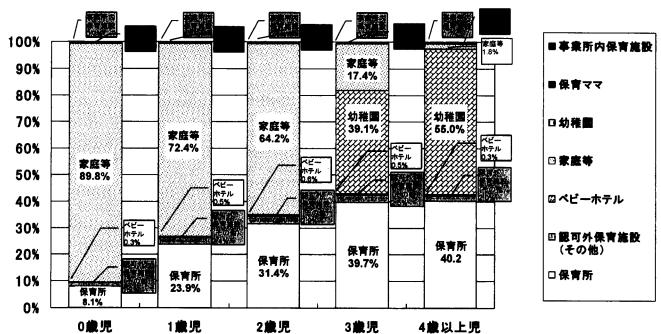
7. 市町村における事業の実施

- 〇 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童 館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様の サービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

101

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 款学前児童教: 平成19年人口推計年報 [総務省統計局 (平成19年10月1日現在)] 幼稚園就園児童教: 学校基本調査 (遠報) 【文部科学省 (平成20年5月1日現在)] 保育所利用児童教: 福祉行政報告例 (概数) 【厚生労働省 (平成20年4月1日現在)] 認可外保育施設・ベビーホテル: 厚生労働省保育課調ペの年齢計の入所児童教を按分した数値 (平南ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調ペの年齢計の入所児童教を按分した数値 家庭等:就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 〇 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実 な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育で支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務が かかっている。
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

- 第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが 積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当 該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に 受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動 の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努め なければならない。
- 第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事 業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「<u>子育て支援事業</u>」という。)<u>が着実に実施されるよう、必要な措置</u> の実施に努めなければならない
 - 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
 - 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
 - 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

- 第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な<u>情報の提供</u>を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の 希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業 の利用ができるよう、<u>相談に応じ、必要な助言</u>を行うものとする。
 ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用について<u>あつせん又</u>
- <u>は調整</u>を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の<u>利用の要請</u>を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託 することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
 - ※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸 訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

103

各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金) と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	 ○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。 ○ 具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。 ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 	○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、 <u>事業毎に定められた一定額を国が補助</u> するもの。 ※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。
(2)対象事業	・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・地域における仕事と生活の調和推進事業 ・へき地保育所事業 ・家庭支援推進保育事業 ・その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)	 ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 等
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度 障害者自立支援法 次世代育成支援 [地域支援事業] [地域生活支援事業] [次世代育成支援対策交付金] (事業内容) (事業内容) (車業内容) 市町村において実施する以下の事業 市町村において実施する以下の事業 市町村において実施する以下の事業 <u>必須事業</u> 必須事業 (<u>※必須事業はなく、すべて任意</u>。) ①介護予防事業 ①相談支援事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) ②コミュニケーション支援事業 乳児全戸家庭訪問事業 ③日常生活用具給付等事業 養育支援家庭訪問事業 ④移動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 子育で短期支援事業(ショートステイ・ 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 トワイライトステイ) 任意事業 ②家族介護支援事業 · 延長保蓄促准事業 福祉ホーム事業などのメニュー - 事業のほ □□・ハーム学系などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施が可能。 ③その他の事業(※各自治体の創意 その他事業(※各自治体の創意 工夫による事業実施が可能) 工夫による事業実施が可能。) (財政支援·財源構成) (財政支援:財源構成) (財政支援:財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用 市町村が地域行動計画に基づき策 地域支援事業の実施に必要な費用につい について、一定の算定基準に基づいた額 定した毎年度の事業計画に対し、一定 て、上限額(※)の範囲内において、以下の を国が補助。 の算定基準に基づいた額を国が補助 財源構成により、関係者が負担。 具体的には、事業実績と人口による基準 するもの。 ※当該市町村の介護給付費の3%以内 により、各年度の国庫予算額を配分 具体的には、事業量と児童人口等に より、各年度の国庫予算額を配分。 介度予防事業 包括的支援事業・任意事業 ※ 事業毎に一定額が補助される仕 [財務権成] (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4) 組みではない。 ※なお、市町村による事業のほか、 (国:1/2、市町村:1/2) 都道府県による事業(専門性の高い 相談支援事業や研修事業等)あり。 ※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40~64歳の保険料 105

各種子育て支援事業の取組の現状

《事業名》

《事業内容》

《19年度実績》

《地域における簡所数》

訪 問 支 援 乳児家庭全戸 訪 問 事 業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援 に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。

1.063市区町村 (平成19年度交付決定ペース)

全市区町村の 58.2%

支 訪 問 業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や 技術指導等を行うもの。

784市区町村 平成19年度交付決定ペース) 全市区町村の 42 9%

子の 集う

場

か

IJ

地域子育 T 支援拠点事 業 地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・ 援助等を行うもの。

4,409か所 (平成19年度交付決定ペース 1小学校区当たり 0.20か所

児童館事業

時預かり

- 時保育) 事業

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育 成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育 成・指導、子育て家庭への相談等。

4,718か所 (公営3,125か所 民堂1593か所) (平成18年10月現在)

7,214か所

(平成19年度交付決定へ

1小学校区当たり 0.21か所

袹

支子 援 援 保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による 緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。

584か所

1小学校区当たり 0.32か所

短期入所生活援助 *

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の 養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うこと ができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

301か所

(平成19年度交付決定ペース)

1市区町村当たり 0.32か所

事短 夜間養護等 事 生 田

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり 児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など 保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

(平成19年度交付決定ペース)

1市区町村当たり 0.16か所

相 互援 助

っ ミリ ァ ポー センター事業 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と 援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関す る連絡・調整を実施するもの。

540か所 (平成19年度交付決定ペース) 1市区町村当たり 0.30か所

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

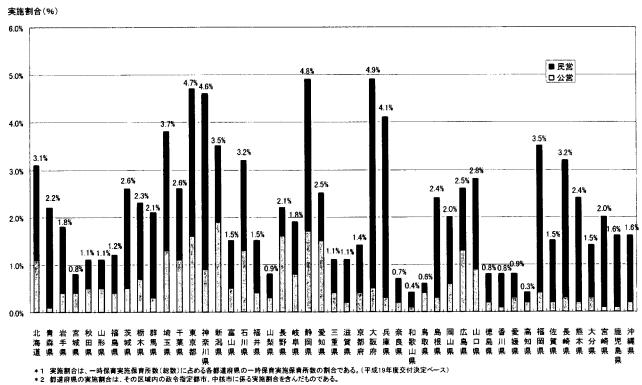
(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

				生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業					生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
			Ī	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率				実施市区町村数	実施率:	実施市区町村数	実施率
北	海		道	103	57.2%	70	38.9%	滋	賀	県	18	69.2%	13	50.0%
青	森		県	19	47.5%	11	27.5%	京	都	府	16	61.5%	14	53.8%
岩	手	.	県	30	85.7%	20	57.1%	大	阪	府	18	41.9%	31	72.1%
宫	城		果	35	97.2%	31	86.1%	兵	庫	県	28	68.3%	23	56.1%
秋	田		県	13	52.0%	4	16.0%	奈	良	県	16	41.0%	15	38.5%
ш	形	; !	県	28	80.0%	20	57.1%	和	歌 山	県	10	33.3%	6	20.0%
福	島		県	26	43.3%	14	23.3%	鳥	取	県	15	78.9%	3	15.8%
茨	城		県	24	54.5%	20	45.5%	島	根	県	17	81.0%	11	52.4%
栃	木	:	県	18	58.1%	17	54.8%	岡	Ц	県	17	63.0%	16	59.3%
群	馬		県	26	68.4%	15	39.5%	広	島	県	18	78.3%	11	47.8%
埼	₹		県	27	38.6%	25	35.7%	Ш		県	14	63.6%	10	45.5%
Ŧ	葉		県	27	48.2%	15	26.8%	徳	島	県	12	50.0%	9	37.5%
東	京		都	27	43.5%	42	67.7%	香	JH	県	10	58.8%	6	35.3%
神	奈	Щ	県	12	36.4%	15	45.5%	愛	媛	県	7	35.0%	5	25.0%
新	潟	,	県	25	71.4%	16	45.7%	高	知	県	19	54.3%	11	31.4%
宣	Ш		県	11	73.3%	4	26.7%	福	岡	県	31	47.0%	31	47.0%
石	JII		県	19	100.0%	19	100.0%	佐	賀	県	19	82.6%	8	34.8%
福	#	:	県	14	82.4%	6	35.3%	長	崎	県	21	91.3%	16	69.6%
山	梨	Į	県	20	71.4%	19	67.9%	熊	本	県	29	60.4%	13	27.1%
長	野	,	県	47	58.0%	28	34.6%	大	分	県	11	61.1%	9	50.0%
岐	阜		県	21	50.0%	15	35.7%	宮	崎	県	10	33.3%	5	16.7%
静	岡]	県	30	71.4%	18	42.9%	鹿	児島	県	23	46.9%	10	20.4%
愛	知]	県	29	46.0%	35	55.6%	沖	縄	県	33	80.5%	17	41.5%
Ξ	1		県	20	69.0%	12	41.4%	全	国平	均	1,063	58.2%	784	. 42.9%
					\sim \sim \sim		\sim	平	成 18 4	F 度	-	\-/	451	24.6%

[※] 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

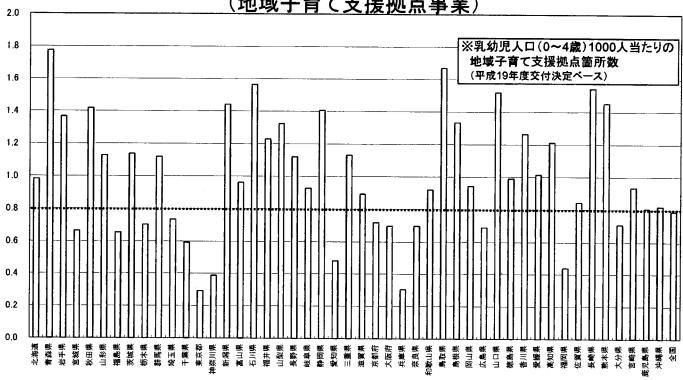
107

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況② (一時預かり)



[※] 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (地域子育て支援拠点事業)



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。

※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

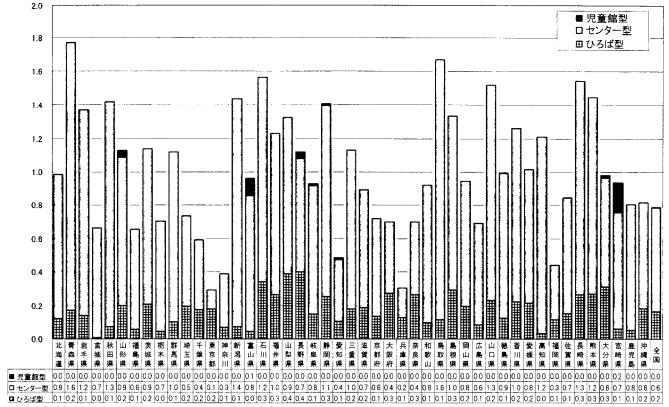
地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況

			市区町村数	実施市区町村数	実施率		市区町村数	実施市区町村数	実施率
北	海	道	180	126	70.0%	滋賀県	26	21	80.8%
青	森	県	40	29	72.5%	京都府	26	25	96.2%
岩	手	県	35	30	85.7%	大 阪 府	43	41	95.3%
宮	城	県	36	31	86.1%	兵 庫 県	41	35	85.4%
秋	H	県	25	19	76.0%	奈 良 県	39	29	74.4%
山	形	県	35	29	82.9%	和歌山県	30	17	56.7%
福	島	県	59	24	40.7%	鳥取県	19	18	94.7%
茨	城	県	44	40	90.9%	島根県	21	18	85.7%
栃	木	県	31	25	80.6%	岡山県	27	21	77.8%
群	馬	県	38	24	63,2%	広 島 県	23	22	95.7%
埼	玉	県	70	57	81.4%	山口県	20	18	90.0%
Ŧ	葉	県	56	40	71.4%	徳島県	24	21	87.5%
東	京	都	62	37	59.7%	香川県	17	15	88.2%
神	奈 川	県	33	24	72.7%	愛 媛 県	20	17	85.0%
新	澙	県	31	30	96.8%	高知県	34	19	55.9%
富	山	県	15	14	93.3%	福岡県	66	50	75.8%
石	Л	県	19	19	100.0%	佐 賀 県	20	13	65.0%
福	井	県	17	16	94.1%	長崎県	23	. 19	82.6%
山	梨	県	28	17	60.7%	熊本県	47	40	85.1%
長	野	県	81	49	60.5%	大 分 県	18	17	94.4%
岐	阜	県	42	37	88.1%	宮崎県	30	20	66.7%
静	岡	県	38	38	100.0%	鹿児島県	45	30	66.7%
愛	知	県	61	53	86.9%	沖縄 県	41	22	53.7%
Ξ	重	県	29	26	89.7%	全国平均	1,805	1,382	76.6%

注1)市区町村数は、平成20年11月1日現在。各部道府県には政令指定都市、中核市を含む。 注2)平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況

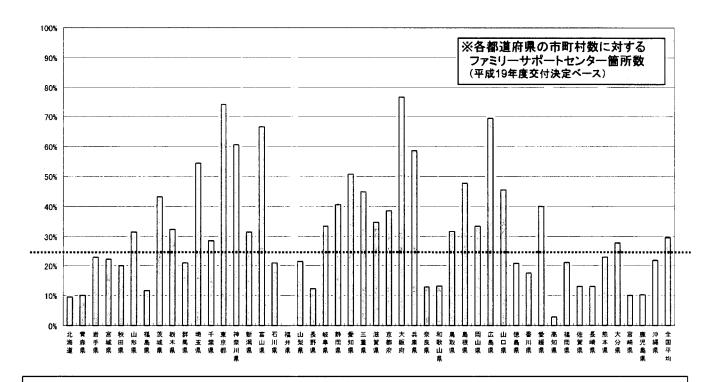
(乳幼児人口(O~4歳)1,000人当たりのか所数)



注1)各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については、平成17年国勢調査による。 注2)地域子育て支援拠点か所数については、平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース。

111

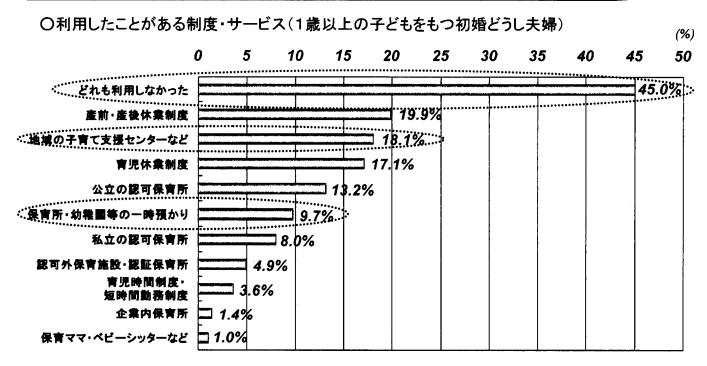
各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

各種子育で支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。



(資料)社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

113

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業の ほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組 自治体	事業概要
地域在宅子育で	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育體」制度。一時保育体験、各種育
支援制度「みなと		児体験への参加、 看護師、栄養士、保育士による育児相談、 保
つ子」		青鵬の行事への参加 、「保青園であそぼう」への参加、毎月の
		お便り送付などがある。
マイ保育鑑量録	石川県	妊娠中から出産後の青児不安を解消するために、身近な保育所
事業	内市町	で青児教室や青児相談を受けることができる制度。保育所は豊録
	Ħ	制になっており、「マイ保育職利用券」を使って平日午前半日保育
		を無料で3個受けることができる。
マイ保育圏みんな	石川県	子青てコーディネーターを配置し、「子青て支援プラン」を作成す
で子肯て応援事		る。これは、介護保険のケアブランの實児版のようなもので、継続
*		的・計画的な保育サービスの利用を促し、青児不安を解消し、子ど
		もの発達を支援するもの。
派遣型一時保育	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子ども
事業		の自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保
		育、新生児保育もあり。
派遣型保育サー	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育で経験者が、子どもを預
ビス		かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新
	ļ	 生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復
		期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)
		保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり
		(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保
		育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組	事業板要
	自治体	
協定家庭による	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)避婚葬
子どもショートステ		祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情がで
イ事業		きた場合、0歳から小学校 6年生までの子どもをショートスティ協
		力家庭で預かる(1 日 3000 円、減免あり)。
すみずみ子育て	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事
サポート事業		支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育で応援券	杉藝区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、
		地域の子青て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー	表示市、	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
世带居住支援	新君区、	
	大阪市	
	他	
子育で世帯に適し	愛知縣	子青て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガ
た住宅・住環境ガ		イドラインとして提示。
イドライン		
子育て支援マンシ	最田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマ
ョン認定制度		ンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を
		整備。
高齢者世帯と子	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け像
育て世帯の住替		良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
えモデル事業		
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子青て支援サー
		ビスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導
		አ .

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組 自治体	事業概要	事業名	取組 自治体	事集概要
妊婦健康診査		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向け	春 田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う
費用助成制度		•	た子どもの参願		地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産角児一時金等を差し			子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリッ
		引いた金額の助成等。			クコメントなどを実施。
乳幼児医療費		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討議による	市海道	子どもの未来づくり書議会(子どもの未来づくりのための少
助成			知事への提案		子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテ
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。			ーマをもとに検討し、知事に提案。
聴覚健診	羽島市	新生児聴覚検査費の助成。	子どもを虐待から守る条	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護
	担保川町		(9)		支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支
	He				接を図る。
プレーパーク事	世田谷区	住民との協働により、ブレーリーダーや地域ボランティアのもと、子	みえ次世代育成応援ネッ	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地
*		どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づ	トワーク		域社会づくりに取り組む地域密着型子育で応援ネットワー
		くりを実施。			ク。マッチング機能、企圖の支援などを実施。
おもちゃ図書館		韓宮のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを	子育てネットの運営・マッ	三龍市 他	様々な子育で情報や子育で相談を行うサイトの運営や、乳
		 選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族	フづくり		幼児のいる子育で家庭を対象にした市内まちあるきマッフの
		にも仲間作りや情報交換の場となっている。			作成を企業やNPOと協働して実施。
	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネ	子育で総合支援センター	德島県	市町村・NPO・子育でサークル等の子育で関係組織の取組
		ージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを家	事業		を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支
		内、			援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
			子育で家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品
					の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18 歳までの子どもがかける電話として、子どもの声に耳を傾
					ける場の職成など、子どもの健全な成長のための社会基盤
					づくりの取組。
			父親の子育て参加促進	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識
			春葉		住成や父親同士の仲間づくりを進め、子育で参加の意識を
					高める。
			出会いの場づくり・結婚		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提
			1	ŀ	
			応援事業		供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

115

社会保障国民会議 第3分科会

(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会) 中間とりまとめ(平成20年6月19日)(抜粋)

3. (2)地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持てないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をは じめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育でに関われるような支援、子育で家庭のリ スクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育で支援のサービスの担い手としては、依 然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入し づらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべき である。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手と してではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、<u>親自身が、やがて支援側に回れるような循環</u>を地域に生み出し、<u>高齢者も含めた地域の力</u>(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、<u>子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重</u>し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。
- ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
- 第二十四条 (略)
- 2~4 (略)
- 5 <u>市町村は</u>、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の<u>厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない</u>。
- 第四十八条の三 <u>保育所は</u>、当該保育所が主として利用される<u>地域の住民に対して</u>その行う<u>保育に関し情報の提供を行い</u>、並びにその 行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。 2 (略)
- ◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)
- 第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
 - 一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。) である場合にあつては、その旨
 - 二 保育所の<u>施設及び設備の状況</u>に関する事項
 - 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
 - イ 保育所の<u>入所定員、入所状況、職員の状況</u>及び<u>開所している時間</u>
 - ロ 保育所の保育の方針
 - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
 - 二 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
 - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
 - 四 法第五十六条第三項の規定により<u>徴収する額</u>又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による<u>保育料の額</u>に関する事項四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額
 - 五 保育所への入所手続に関する事項
 - 六 市町村の行う保育の実施の概況
- ② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

117

- ◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)
- 第一章 総則
- 4 保育所の社会的責任
- (1) (略)
- (2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
 - (1) (略)
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み②

(認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項 等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。
 - ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
 - 第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、<u>毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を</u> <u>都道府県知事に報告しなければならない</u>。
 - 2 <u>都道府県知事は、</u>毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため<u>必要と</u> 認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。
 - ◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
 - 第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより 行うものとする。
 - 一 施設の名称及び所在地
 - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 建物その他の設備の規模及び構造
 - 四 施設の管理者の氏名及び住所
 - 五 開所している時間
 - 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
 - 八 入所定員
 - 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
 - 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
 - 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

119

現行の情報公表・情報提供の仕組み③ (認定こども園)

- 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を 周知する義務が課せられている。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 <u>都道府県知事は</u>、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供される<u>サービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要</u>(当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。)<u>についてその周知を図るものとする</u>。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 (略)

(認定の申請)

- 第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項 各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものと する。)
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に 区分するものとする。)
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 (略)

- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号) (法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項)
- 第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長(認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。)となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

- 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。
- ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
- 第二十一条の十一 <u>市町村は、子育で支援事業に関し必要な情報の提供を行う</u>とともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者 の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育で支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育で支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- ◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第六章 保護者に対する支援

- 3 地域における子育て支援
- (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育で支援を積極的に行うよう努めること。 ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)~(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

121

他の社会保障制度における情報提供制度の例① (医療)

医療機関に対し、<u>医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集</u>約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

改正前制度 現行制度 【患者が医療情報を得る手段】 〇 集約した情報をインターネット 医療機関の管理者に対し、 都 医 等でわかりやすく提供 〇 医療機関の行う広告 医療機能に関する一定の 住 道 〇 医療安全支援センター等に 情報について、報告を義務 〇 インターネット等による広報 よる相談、助賞 府 11: ※ 医療機関側による任意の情報 槾 〇 利用者に対する医療機関内の院内 녆 揭示 民 〇「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能 〇 正確かつ適切な情報の精練的な提供を行うよう努める音楽 〇 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務 【見直しの視点】 【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討 ○ 必要な情報は一律に提供 〇 管理・運営・サービス等に関する事項(診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等) 〇 情報を集約化 ○ 提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医(※広告可能なものに限る)、保有する設備、 対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等) 客観的な情報をわかりやすく提供 ○ 医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施 診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等) 相談・助言機能の充実 ※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な 評価が可能となったものから順次追加予定

別添

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

	現・運営・サービス等に関する事項		注配
(1)	基本情報		
1	1 病院の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
- 2	2 病院の開設者		
3	3 病院の管理者	•	
-	4 病院の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
	5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
	8 診療科目		※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7	7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8	B 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9	9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)	病院へのアクセス		
10	0 病院までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
		有無	
11	病院の駐車場	駐車台数	
		有料・無料の別	
12	2 案内用ホームページアドレス		
13	3 案内用電子メールアドレス		
14	4.外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15	5 予約診療の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	6時間外対応		※別表
17	7 面会の日及び時間帯		
(B)	院内サービス等		
18	8 院内処方の有無		
19	対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
20	0 障害者に対するサービス内容		※別表
21	1 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
22	2 受動喫煙を防止するための措置		※別表
	3 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無	
23	可左派に乗りる僧談に対りる神利の状況	相談員の人数	
24	4 病院内の売店又は食堂の有無		
25	5 入院食の提供方法		

(4)	費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
		「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び その金額	
27	選定療養	「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における 診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	治験の実施の有無及び契約件数		報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
30	先進医療の実施の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
2. #	世供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)	診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31	専門医の種類及び人数		※別表
32	保有する施設設備		※別表
33	併設している介護施設		※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容		※別表
35	対応することができる短期滞在手術		※別表
36	専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
	施度多能 施度和教示的	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
3/	健康診断、健康相談の実施	健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
38	対応することができる予防接種		※別表
39	対応することができる在宅医療		※別表
40	対応することができる介護サービス		※別表
٦.	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
	ビルンド・タモータンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
40	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	-
		地域連携クリティカルパスの有無	
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との連携に対する窓口設置の 有無		

. 5	療の実績、結果に関する事項		
	- Mil A	医療従事者の人数	※別表
44	病院の人員配置	外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置
		医療安全についての相談窓口設置の有無	
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
40	<u> </u>	安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
	-	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
		オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
40	診療情報管理体制	ICDコードの利用の有無	
49		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
e 1		臨床病理検討会の有無	
91	症例検討体制	予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
EO	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数 等治療結果に関する分析の有無	
32	/口源和木门和	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数 等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
		病床種別ごとの患者数	前年度の1日平均患者数
53	患者数	外来患者の数	前年度の1日平均患者数
		在宅患者の数	前年度の1日平均患者数
54	平均在院日数		前年度の日数
56	患者滿足度調査	患者満足度調査実施の有無	
33	孤 归州 龙汉朝县	患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

125

他の社会保障制度における情報提供制度の例② (介護)

介護サービス情報の公表制度の主旨

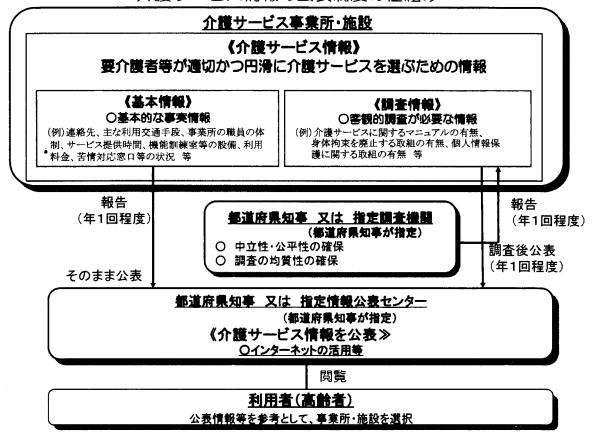
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、<u>インターネットでの情報開示</u>を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、<u>主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。</u>
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設(以下この表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局(以下この 号において「法人等」という。)に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
- ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービスホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- ニ 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
- 口 介護保険事業所番号
- ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
- 二 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合 にはその直近の年月日)
- ホ 事業所等までの主な利用交通手段
- へ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
- 口 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
- ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
- 二 従業者の健康診断の実施状況
- ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - 二 利用者等(利用者又はその家族をいう。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をいう。以下同じ。)又は入院患者等(入院 患者又はその家族をいう。以下同じ。)からの<u>苦情に対応する窓口等の状況</u>
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - へ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調查事項】 (拗)

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院 患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - 共通事項((3)については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、(4)に ついては居宅介護支援を除く。)
 - (1) <u>介護サービスの提供開始時における</u>利用者等、入所者等又は入院患者等に対する<u>説明及び</u>利用者等、入所者等又は入院患者等の 同意の取得の状況

 - (2) 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 (3) 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び 利用者、入所者又は入院患者の<u>状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成</u>及び利用者等、入所者等又は入院患者等の<u>同意</u> の取得の状況
 - (4) 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する<u>利用料に関する説明の実施の状況</u> ロ~ニ (略)
- 二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置
 - イ 共通事項
 - (1) 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - (2) 利用者、入所者又は入院患者の<u>プライバシーの保護のための取組の状況</u>
- 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

共通事項

相談、苦情等の対応のための取組の状況

- 四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置
 - イ 共通事項(福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)
 - (1) 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - (2) 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
 - (略)

129

- 五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
 - イ 共通事項
 - ((1)については訪問介護(中略)に限る。)
 - (1) 介護支援専門員等との連携の状況
 - (2) 主治の医師等との連携の状況
 - (3) 地域包括支援センターとの連携の状況
- 第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項
 - 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

- (1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
- (2) 計画的な事業運営のための取組の状況
- (3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
- (4)介護サービスの提供に当たって<u>改善すべき課題に対する取組の状況</u>
- 二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項((3)については、訪問介護(中略)に限る。)

- 事業所又は施設における<u>役割分担等の明確化のための取組の状況</u> (1)
- 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
- <u>従業者からの相談に対する対応</u>及び<u>従業者に対する指導の実施の状況</u> (3)
- 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

- 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
 - 共通事項
 - (1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況
 - (2) 介護サービスの<u>提供記録の開示の実施の状況</u>
- 五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置
 - 共涌塞項
 - (1) <u>従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</u>
 - (2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
 - (3) 介護サービスの提供のための<u>マニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</u>
- 第三 都道府県知事が必要と認めた事項

社会福祉事業の評価に関する枠組み

- 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。
- ◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

- 第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

131

保育所の自己評価に関する枠組み

- 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自 己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。
- ◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

- 2. 保育の内容の自己評価
- (2) 保育所の自己評価
- ア <u>保育所は</u>、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の<u>保育の内容等について自ら</u> <u>評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない</u>。
- イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。
- (ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
- (イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

〇 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

〇 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、 福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス 選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。 (平成16年5月7日)

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

【全国の推進組織】

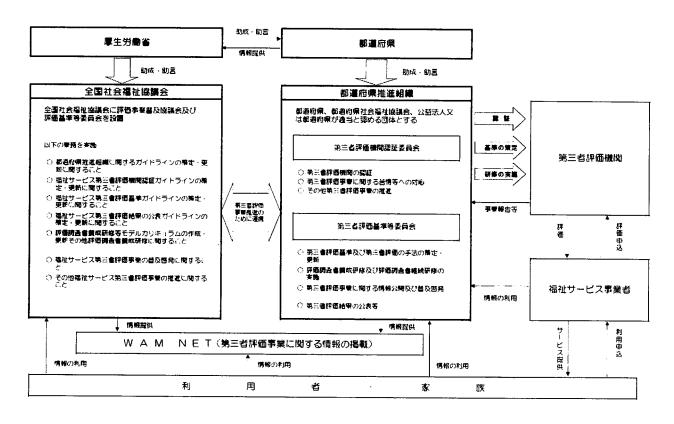
全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会·第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

133

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

		受審件数			受審率		
		H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
衬	会福业施设等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
	うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

[※] 受審率これで、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

135

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋) (平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

2 サービスの量的拡大

- (1)「質」が確保された「量」の拡充
- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 6 すべての子育て家庭に対する支援等
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、<u>現金給付についても議論が必要</u>である。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

- 3 中間報告後の議論
- (5)新たな制度体系構築に向けた基本的視点
- ③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置づけを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

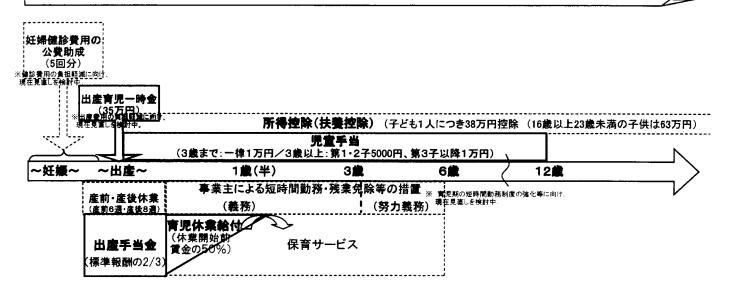
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本"重点 戦略"」において、1.5兆円〜2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには<u>児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。</u>

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意 |形成が必要。

妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援

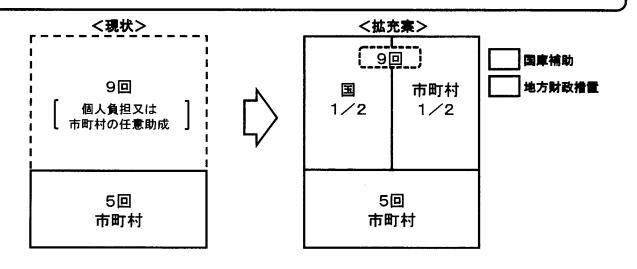
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援としては、
 - ・「出産育児一時金」…出産費用の負担軽減
 - ・「出産手当金」「育児休業給付」・・・産前産後休業・育児休業中の所得保障
 - ・「児童手当」・・・児童を養育する者に対する手当 が主なものとなっている。
- 育児休業(給付)や短時間勤務等の措置は、保育サービスと必要性・量等の面において表裏の関係にある。



妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 〇 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政 措置(1/2)により支援。



子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて

(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日)

仕事と家庭の両立の現状

○就労している女性の約7割が第1子出産を機に退職

- ※女性の育児休業取得率は7割超
- ※「仕事を続けたかったが仕事と子育ての両立の難しさで辞めた」女性労働者が多い。
- ○育児休業後に両立を続けられる見通しが立たない
- ○男性の育児へのかかわりが十分とはいえない ※休業取得率は0.50%に過ぎない。一方、育児休業を取得し たいと考えている男性労働者は約3割
- ○男性の家事・育児分担の度合いが低いため、妻の 子育て不安が大きく、少子化の一因となっている ※男性の家事・育児分担の度合いが高いと、妻の出産意欲が高い
- ○父母と子どもとの時間が十分にとれない
- ○家族の介護等のために5年間で約45万人が離転 職
- ○要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤 等で対応している労働者も多い



現行の育児・介護休業法では十分に対応できていない。(長期の休業(1歳までの育児休業や93日間の介護休業)が制度のコア)

今後の両立支援の基本的な考え方

○育児休業からの復帰後も継続就業しなが ら<u>子育ての時間確保ができる</u>働き方の実 現

- 二 保育所への送り迎えが余裕を持ってできる。
- ※ 育児のための短時間勤務の導入企業は約3割
- ○全ての企業の労働者が育児期に<u>短時間勤務</u> が選べるようにする必要

○<u>父親も子育てにかかわることができる</u>働 き方の実現

○父親の育児休業取得などの育児参加を促 進する必要

○労働者の子育て・介護の状況に応じた両 立支援制度の整備

○労働者の子育て・介護の状況はさまざまであり、 状況に応じた利用しやすい制度とする必要

子育てや介護をしながら働くことが普通にできる社会への転換

| 父母と子が接する時間も多く取れるようになる。

39

各論

① 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保 ができる働き方の実現

(短時間勤務及び所定外労働免験)

- ○父親と母親が保育所への送り迎えを余裕を持ってでき、子育 ての時間確保ができるなど、育児休業を取得した後の働き方を 見通すことができるよう、柔軟な働き方を選べる雇用環境を整 備していくことが重要。
- ○子を養育する労働者からの希望が高く、子育ての時間確保を 容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除につ いて、3歳に達するまでの子を養育する労働者に関しては、原 則としてどの企業においても、労働者が選択できる制度とする ことが必要。

(在宅勤務)

○在宅勤務制度(テレワーク)を子育てや介護と仕事の両立に資する制度として、勤務時間短縮等の措置の一つとして位置づけるべき。

(子の看護休暇)

○年5日の看護休暇を子どもの人数に応じた制度とするべき。

③労働者の子育で・介護の状況に応じた資立支援制度の整備 (再度の育休取得要件等の見直し)

○子どもが病気や怪我のため一定期間の療養を要する場合等に、 再度の育児休業の取得を認めるべき。

(介護のための短期の休暇制度)

〇現行の介護休業(「長期の休業」)に加え、一日単位・時間単位 などで取得できる「短期の休暇」制度を設けるべき。

(期間雇用者の休業の普及促進)

○育児休業可能な期間雇用者が、より一層休業を取得しやすくするために、休業取得要件をわかりやすく示し、周知を徹底。

②父親も子育てにかかわることができる 働き方の実現

(労使協定による育児休業取得除外規定の見直し)

○専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えていることが 多いこと等も踏まえ、配偶者が専業主婦(夫)等であっても、 夫(妻)が育児休業を取得できる中立的な制度にするべき。

(出産後8週間の父親の育休取得促進)

〇出産後8週間の時期の父親の育児休業を「パパ休暇」として取得を促進し、この間に取得した場合には再度の育児休業の取得を認めるべき。

(父母ともに實児休業を取得した場合の實休期間の延長)

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現 行よりも延長できるようなメリット(「パパ・ママ育休プラス (育休プラス)」)を設けるべき。

(期間は、ドイツ、スウェーデンの例等を踏まえ、2か月程度)

④両立支援制度の実効性の確保

(不利益取扱い)

○短時間勤務等の申出等を理由とする不利益取扱いについて、基準を明確化することを検討するべき。

(苦情・紛争の解決の仕組みの創設)

○育児休業の申出等に係る不利益取扱い等について「調 停制度」等による紛争解決援助の仕組みを検討するべき。 (広報、周知・指導等)

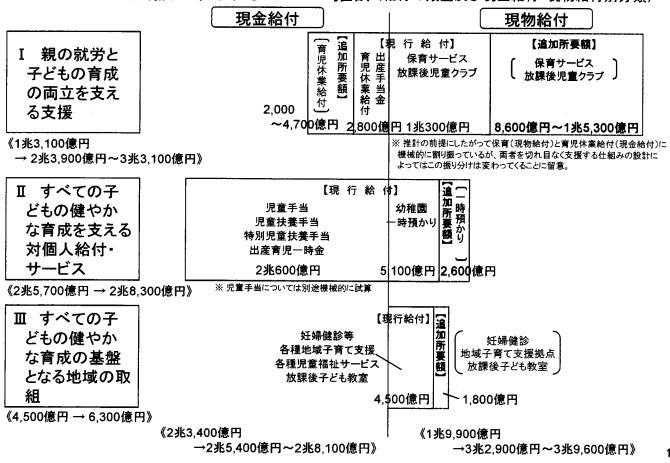
○制度の周知徹底を図るとともに、父親の子育て参加、育 児休業取得に関し、社会的なムーブメントを起こしていく ような広報活動等について検討するべき。

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
児	支給対象	・16歳未満の児童(全日制 教育又は無報酬の就労 訓練を受けている場合は 20歳未満) ・第1子から	 ・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から 	 ・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から 	-20歳未満の児童 -第2子から		・小学校修了までの児童 ・第1子から
童手	支給月額 (2007年)	- 第1子 週 £ 18.10(月額換 算約1.7万円) - 第2子以降 週 £ 12.10(月 額換算約1.2万円)	1.7万円)	・第3子まで 154€(約2.3万円) ・第4子以降 179€(約2.7万円)	・第2子 119.13 €(約1.8万円)、第3子以降 152.62 €(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11~15歳33.51 €(約0.5万円)、16歳以上59.57	制度なし	3歳まで 月10,000円 3歳~小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
, 当	所得制限	なし	5人 SEK2,363 (約3.8万円) な し	なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)	€(約0.9万円) な し		非被用者780万円未満、被 用者860万円未満(夫婦、 子2人の世帯)
	財源	•全額国庫負担	•全額国庫負担	全額公費負担(連邦政府 74%、州政府及び自治体 26%)	- 事業主拠出金(拠出金率 5.4%)と一般福祉税(CSG 年金や医療保険充当分 を合わせ税率7.5%)		・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率 0.13%)
税	とられてい る措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家を選当たりま545(12.0万円)及び児童一人当たりま1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、ま58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。)	なし	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり 5,808 €(約86.5万円)の所 得控除(両親がいりる場 合)。児童をくなる場合に 適用。(児童をはる場合に 適用。(児童を当は、児童 全員に支給され、児童 技 養税の申告時に精 す れる。)	・n分n乗方式により、子ど もの多い世帯ほど税負 担が軽減(1946年より導 入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人 当たり1,000 \$(約11.7万 円)の税額控除(夫婦の 所得が110,000 \$(約1,287 万円)までの世帯、それ 以上の場合は控除額が 所得に応じて逓減) 扶養家族課税控除 技術なけたり3,100 \$(約36万円)の所得控	円(所得税)、33万円(住 民税)が所得控除。(16~
制	児童手当と 税制上の 措置との関 係、経緯	・1975年に児童手当と児童 扶養控除を一元化し、児	・1948年にそれまでの児童 扶養控除を廃止し、児童 手当制度を創設(児童手 当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童 扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶 養控除を廃止し、児童手 当を第1子から支給(以 前は第2子から)したが、 1983年に児童扶養控除 が復活	・n分n乗方式は、1946年に 財政法により導入(家族 手当制度と併存)	(株)307月70万円存在 (別章税控除は2002年までは500 \$ であったが、 2003年に1,000 \$ に引き上げられ、2004年に適 用期限が2010年まで延 長された。	・児童手当制度と扶養控除 制度は併存

(注)換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1~6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)141

次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の類型及び現金給付・現物給付別分類)



支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

			支 糸	合 額	
		現行 第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児一律10,000円	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
支給対象年齢	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

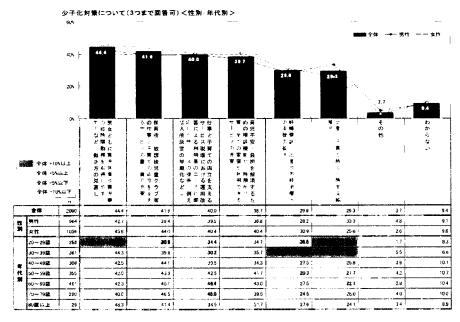
(参考 -- 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給対	(現行)	1兆1,600億円	1兆7,100億円	3兆 4 ,200億円	5兆1,400億円
	小学校卒業まで	《+1,100億円》	《+6,600億円》	《+2兆3,700億円》	《+4兆900億円》
象年齢	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆 4,400億 円 《+5兆3,900億円》

143

6-4.少子化対策に関する優先課題 性別/年代別

- A CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR
- 少子化対策(子育て支援)に関して優先的に対処すべき課題を確認したところ、「育児休業や育児期の短時間勤務を取得しやすくする」(44%)、「仕事と子育ての両立を支えるサービスの量・質の充実」(42%)、「利用者ニーズに即応したサービスの提供」(40%)が多く挙げられており、仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実を求める人が多い様子。
- 性別でみると、多くの分野で女性の関心の高さが伺われるが、「出産・子育て時の一時金支給拡充」を優先すべきと考える人は女性より男性が多い。
- 20代、30代では「出産・子育て時の一時金支給拡充」「妊婦健診・出産や不妊治療への支援の拡大」を支持する割合が、他世代と比べると高い。



(11/4 第9回社会保障国民会議 提出資料「社会保障制度に関する国民意識調査報告書」抜粋)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

4 財源·費用負担

<u>(1) 社会全体による費用負担</u>

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する<u>給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきもの</u>であることを踏まえ、 国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2)地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への<u>地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要</u>がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の<u>現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮</u>するとともに、<u>働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべき</u>である。

(4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、<u>低所得層が安心して</u> 利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5)その他

〇 また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策に ついても検討すべきである。

145

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

- (5)新たな制度体系構築に向けた基本的視点
- ③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円~2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

|4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、<u>地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービス</u> がある。地方分権、<u>地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる</u> <u>財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題</u>となる。

言うまでもなく、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる制度として次の世代に引き継 いでいくためには、現在の社会に生きている我々<u>国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない</u>

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、<u>あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来</u>している。

<u>速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべき</u>である。

2025年度

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要轉に加え、基礎年余に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性	202	5年度
	(新たな施策)	必要額 (公費ベース)	消費税率換算
	〇税方式を前提とする場合	約15~31兆円	3 1/2~8%程度
基礎年金	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 - 最低保険機能の強化 - 基礎年金額の改善 - 受給権確保(係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金週用拡大、強制徴収) 等	約2. 9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア・訪問介盤・訪問番種・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等)	約14兆円	4%弱
少子化対策	機の献労と子どもの青成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第17出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな青成の基態となる地域の歌組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1. 6~2. 5兆円	0. 4~0. 6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約31~48兆円	8~12%程度
百町	○社会保険方式を前提とする場合	約19~20兆円	5%程度
社会保障の	〇税方式を前提とする場合	9~13%程度	
基礎年金の 国庫負担割合 上げ分を加味	○社会保険方式を前提とする場合		6%程度

⁽注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用の シミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケース II-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

147

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を 支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計) 約4兆3.300億円

(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円 (I 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2.600億円 Ⅲ 1.800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 ----→ 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日 の病児・病後児保育利用)
 - ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した 場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 -→ 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

「関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
 - ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実 ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ·全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備 ·全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

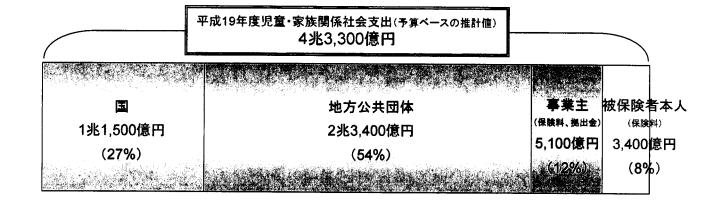
⁽注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担 割合を当てはめて算出した。なお。ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

- ※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体 の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については 勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

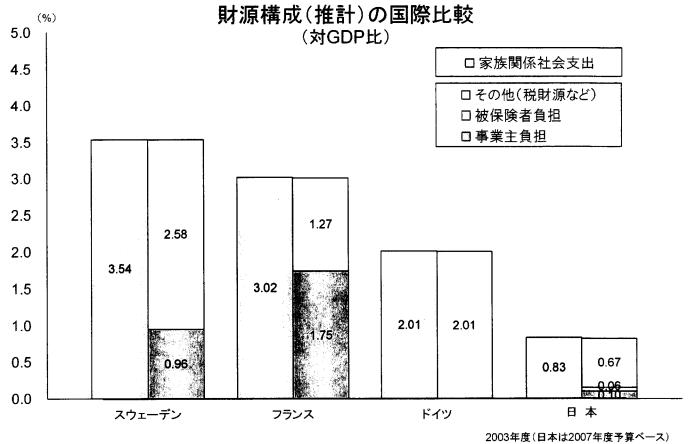
149

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

〇 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の



少子化対策の負担に関する国民意識①

○ 少子化対策に関しては、年金・医療・介護に比べ、拡充のための負担増をやむを得ないと考える国民が多い。



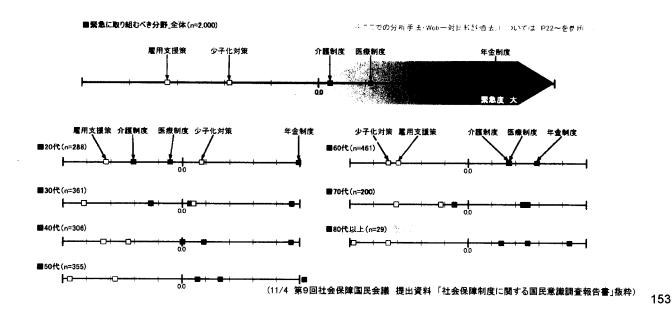
少子化対策の負担に関する国民意識②

○ 社会保障制度の中での少子化対策の緊急度については、若年世代に強く認識されているものの、 すべての年代を通じては、緊急度を強く認識されているとはいえない。

2-3.各制度間の対策緊急度比較 年代則

社会保障制度総論

- 50代以下では、「年金制度」が緊急に取り組むべきものとして一番に挙げられている。
- 20代、30代の若年層では、「少子化対策」が「年金制度」に次いで対策が緊急に必要な分野と考えている。
- 『介護制度』「医療制度」については、年代が高くなるほど緊急に取り組むべきと考える人が多くなる。



社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

○ 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故と する場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 〇 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応 した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、 いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を 受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、 そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性 や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、 次世代育成支援においては、親の未納に対して子に 不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 〇 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」・・・生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について<u>予測しえないものであることを必要とする。</u>)。

社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

- フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 -

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
- ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
- ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関(「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」)との合意に基礎を置く「契約」により定められている
- ③ 運営機関(「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」)には、<u>事業主・被保険者(個人)等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている</u>

点が挙げられる。

1. 運営

- 「国」(政府)と「全国家族手当金庫」の間で、複数年(最低3年)の「目標・運営協定」を締結。
 - 《「目標・運営協定」の内容》
 - ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
 - ・ 拠出金(事業主)、一般社会拠出金(個人)の徴収に関する目標
 - ・ 協約の変更手続、評価に関する手続

套

- ○「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」(各県1~2箇所)の間においても、「運営契約」を締結。 (各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。)
- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。 (保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と 保育施設に対し、補助が行われる。)

155

2. 意思決定機構

3. 事業内容

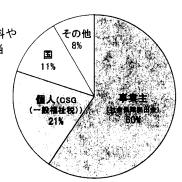
- (1) 法定給付
 - 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。(主なものは、乳幼児迎え入れ手当(休業中の所得保障・保育費用補助))
- (2) 社会的事業
 - 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

4. 財源構成

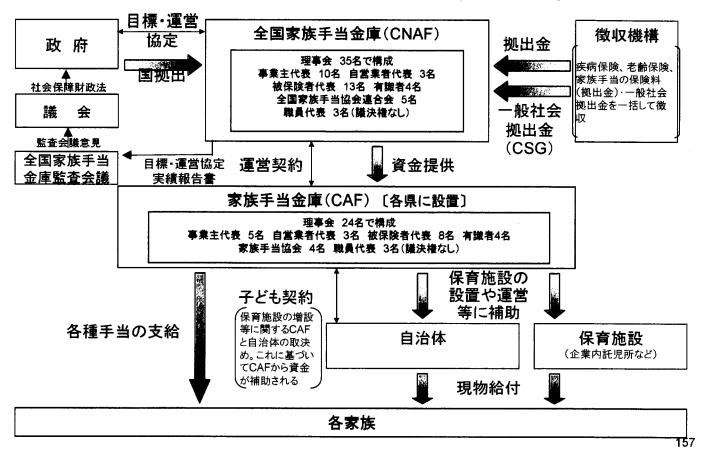
①社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。(徴収は、他の社会保険料や 一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当 掛金回収連合)が徴収。)

②一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。 (うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)

- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)

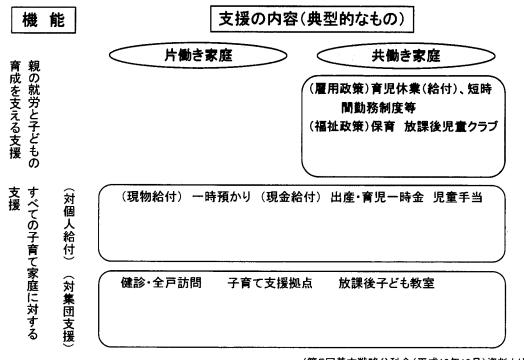


フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

4.1 -1 2)		
制度区分・ 給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	[国1/8、 保険料(労使折半)7/8] ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)	・雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な 状態)は、 <u>労働者及び事業主の双方の共同連帯</u> により対処すべき 事項であることから、労使折半により負担。 ・また、保険事故である失業が政府の <u>経済・雇用政策とも無縁では</u> なく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。 (育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	公立 (市10/10) 和 私立 [国1/2、県1/4、市1/4]	・ 児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。 ・ なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	被用者(3歲未満) (国·県·市各1/10、事業主7/10] (公務員 (所属庁10/10] (国・県・市各1/3]	・ 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。 ・ 地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。 ※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めていない。
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児 保育・一時預かり・地域子育で 支援拠点等)	市 漢 漢主 : 【事業主1/3、県1/3、市1/3】	・ <u>地域住民の福祉</u> に密接につながることにより、 <u>地方</u> も一定の負担。 ・ <u>現在及び将来の労働力確保</u> の観点から、 <u>事業主</u> も一定の負担。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	市 및 [国1/2、市1/2]	・ 次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、 国の負担による補助を行うもの。

※使宜上、都遠府県は「県」と、市町村は「市」と表記 159

ペキ/紅頸魔が3.4属鬼(短尾・魔虎祭)の1975年で、1975年の1977年最初成の月間下も回数1.60回/11.50m/11.50m/11.50m/11.50m/11.50m/11.50m/11.50m/11.50m/	文世代育成支援対策支付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。 ※1)は誤論於の人の最明はドーの財富によれてしまった。 まずせの人の関連の人の国域も同義で2回して100	※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が	定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。	※2)次世代商成支援に関する給付・サービスについては、保商所については国において利用者負担額の基準を
---	--	---	----------------------------------	--

	すべての子	育て家庭を	支える地	域基盤)	I (すべ	ての子育で3 える給付)	家庭を支		:	(仕事	と子育ての	の両立を支	える給付)			
(参考) 面合計 (※上記のほか、 社会的基準等を含む) (平成19年度予算ペース)	妊婦健診(公費助成)	ファミリーサポートセンター	地域子育で支援拠点	全戸訪問 · 育児支援家庭訪問	(参考)日合計 (X上記のほか、 児童技装手当等を含む) (平成19年度予算ペース)	児童手当	一時預かり	(参考) [合計 (米上記のほか、 田鷹平温金等を含む) (平成19年度事算メース)	放課後児童クラブ (※平成20年度予算ペース)	家庭的保育事業	病児·病後児保育 (※平成20年度予算ペース)	延長保育(私立) (※平成20年度予算ペース)	保育所(私立) (※平成20年度予算ペース)	保育所(公立) (※1) (平成20年度予算ベース)	育児休業給付 (※平成20年度予算ベース)	答4・ナーバス 権別	
36% (1600@PI)	1	高波性化療法支援 対策式件後(各級 表758級用分割(数 の1/2	ı	日が作力数減分率 対策の子申(表施 用758後円)の分字数 の1/2	25%	2700	ı	25%	t	ı	ı	※法律代數据支票 対策的計畫(數据 表758銀円)の計畫 の1/2	3300	ı	100		
5: (27 0	1	,	100	1	(1 3 635	2900	30	54% (7100年円)	200	10	30	(1600	ı	ı	地 都道府県	
59 % (27 00# FL)	300 (※4)	当実際で動演支援 対策文件会(参展 度758度円がお後 の1/2	100	当大市で商品を 対策です会(条道 用750億円)の(主義 の1/2	53% (1紫3600衛円)	2900	30	4%	200	10	30	当实在代表报关联 并未次件会(条项 度758最后)公司资 の1/2	1600	3600	ı	方面的村	雅
5%	l		100	1	14% (3500條円)	1800	30	11%	200	10	30	I	ı		600	(a)	立 唯
7.0	ı	ı	-	ı	8%	ı	ı	10 % (13 00% (4))	1	ı	ı	l	ı	ı	600	m	
100%	1	※次世代書根 支援対策交付 全(事業費750 毎円)の内装	300	※※技由市開展 支援対策交付 会(事務費750 会円)の内費	100% (2%5%magg)	10300	80	100% [18:100@E9]	500	20	80	※安徳市商康 支援対策公付 金(事業費750 歳円)の内機	6600	3600	1300	給付費 (合計)	± = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
-	(*4)	_ (※ 3)	_ (※ 2)	1	ı	ı	(*2)	1	_ (※ 2)	(※2)	(*2)	(*2)	4300	3300	ł	拉用 格	3
1	ı	※灰世代音味 支援対策交付 全(事業費750 値円)の内敷	300	※次世代育成 支護対策交付 全(事業費750 適円)の内装	ı	10300	1	I	ł	1	i	※実在代育長 支援対策公共 会(事業費750 者円)の内装	10900	6900	1300	教後田田田	ŧ j

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの 給付費の負担割合と利用者負担

各制度の費用負担の現状① -事業主負担の考え方-

○ 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折平 (負担割合 1/2) 以後、変更なも	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後変更なし。ただし、規約で定め るところにより、事業主の負担割合 を増加させることが可能。	原則労使折平としている部分については政府管掌健康保険(政管)と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の向上の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。
厚生年金	制度発足時(昭和17年)労使折平 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は円滑な事業活動に寄与する面を有することから、事業中も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

161

雇用保険	 ・失業等給付に係る保険料率 大業保険制度発足時(昭和22年)労使折半(負担割合 1/2)以後、変更なし ・雇用保険三事業に係る保険料率 堀用保険制度発足時(昭和50年)全額事業主負担以後、変更なし 	雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。 また、附格事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。
児童子 当	制度発足時(昭和47年) ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担 昭和57年改正時 ・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 平成12年・平成16年改正時 ・3歳以上の児童に対する給付等につき 公費負担により支給範囲を拡大	児童手当制度は <u>将来における労働力の維持、確保につながり</u> 、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。
介護保険	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。	の重度化の防止等、 <u>従業員の離退職の防止等が期待されること</u> 、老人医療から介護保険への移行により老人 保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」(平成17年7月26日)資料より抜粋】

各制度の費用負担の現状②

- 市町村に対する財政支援の状況-

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による 財政支援が行われている。

制度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合					
保育所	私立…75%【市町村負担25%】 公立…0%【市町村負担100%】					
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】					
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】					
国民健康保険	100% 【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)					
介護保険	87.5% 【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)					
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】					

163

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけでない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	費用総額 保護者負担額 公費負担		利用者負担:公費負担							
O歳児	17. 3万円	3. 5万円	13.8万円	2 : 8							
1•2歳児	10. 3万円	3. 5万円	6. 8万円	3 : 7							
3歳児	5万円	2. 8万円	2. 2万円	6 : 4							
4歳以上児	4. 3万円	2. 6万円	1. 7万円	6 : 4							

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担	
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4:6	

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

平成20年12月24日 閣 議 決 定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策(安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策)を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。

原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。

原則3.安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、 我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」(2008年11月4日)などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源(保険料負担、公費負担及び利用者負担)の うち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へ のつけまわし(公債)に依存しながら賄っている。こうした現状を 改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めるこ とを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中 福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及 び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に 分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは 税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び 少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方 の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010 年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する費用をはじめ、上記 2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の 状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改 革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。

原則 2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを 判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる 仕組みとする。

原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- (2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密 に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した 年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てる ことにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わ ない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、 経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に 整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検 計を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の 観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除 の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給 付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子 育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所 得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化 の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、 課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

3

A

- し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

- 原則1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無 駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則2.経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつ つ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果断な対応を機動的 かつ弾力的に行う。
- 原則3.経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図 る中、厳格な財政規律を確保していく。
- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化 の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、 状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

• 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給 付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、 規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービス の提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

原則1.経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実 施時期に先立ち、制度的準備を整える。

原則2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度(平成21年度)の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004 年 (平成16年)年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の 安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び2010 年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、Ⅲ.1.(1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

(了)

